



この際参考人各位に一言ございざつを申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず本委員会に御出席をいただきましたして、まことにありがとうございました。水産関係につきましては深い造詣を持つておられる各位には、この際忌憚のない御意見をお述べいただ

をいたしておるのでございまして、いわば二つの法案が一緒になって初めて一つのある程度の効果を期待できるという意味で、不可分のものといふふうに理解をいたしております。

その意味におきまして、この二つの政府提案の法案が、今言った基本問題調査会の答申の線に沿いまして、ともかく中小漁業の経営安定のための水産物価格安定に必要な施策として提案されておるのであります。その趣旨におきましては、基本的にこれは賛同しては、

て、基本問題調査会の今後の十カ年の水産物の需給から見て参りましても、なお八百数十万トン程度の水産物の需要があるということが指摘をされておるのでございまして、従つて、さような国民经济の面から言つても、いたずらにとり得る魚をとらないということ

てきたということでは漁業者が参つてしまいますが、そういうような趣旨においての生産調整としてこれを実現は理解をしていきたいと思うのであります。もちろん、消極的な敗北主義であつてはならぬと、いうふうに考えておるわけであります。ただ、私ども

意見をお述べいただき、あとで委員の質疑に応じていただきたいと存じます。参考人各位には最初に十五分程度御たしたいと存じます。

るの農林漁業基本問題調査会の漁業部会の答申でも明らかになつております通り、成長経済下におきまするわが国の漁業の健全な発展を期しまするためには、一つには構造改善を主軸とした沿岸漁業の振興をはかる、これは沿岸

をいたすものであります。  
漁業生産調整組合の構想であります。が、これは法律案として現在御審議をいただいておる次第であります。が、実は、この生産調整組合の考え方の方は、自然発生的といいますか、漁業者方

は、これは一つの敗北主義ではないか  
というような意見も実は一部にはある  
わけであります。従って、とれる魚を単  
純にとらぬということはこれは私ど  
もの念願ではないのでございまして、  
とれるものはできるだけとりながら、

は、生産調整組合あるいは魚価安定基  
金法ができますことはその意味で一  
つの進歩であると考えます。

ただ、今日までまことに等閑に付さ  
れております問題は、海でとれた魚を  
水揚げして、それから中央の市場等に

○片柳参考人 私は全漁連の会長でござりまするが、本日は私どもの非常に関心を持っておりますこれらの法案につきましてわれわれの意見をお聞き取りを願う場を与えていただきまして、厚くお礼を申し上げる次第であります。本日は、私以外にそれぞれ専門家の方が多数参考人として御出席でございますので、私からは一般的にまた大綱的な見地からこれらの法案につきまして率直なる意見を申し上げて御参考に供したいと存ずるのであります。まず、政府から提案されております

に近いところの新漁場を開発することもありましょうけれども、また、他面においては、沿岸を基盤として沖合へ進出する、こういう両面の構造改善と私どもは理解をしておりますが、さような意味の構造改善をめどとした沿岸漁業の振興をはからって、漁業の生産性を向上し、また漁業者の所得を増大していくということが一つの大きな線であつたのであります。さらに、もう一つは、現在の沖合いから遠洋にかけての漁業は各種の国際的制約が次第に強まってきておりますので、いわば従来の沖合いから遠洋への外延的な發展が頭打ちとなつておられますことは

の自主的な一つの組織運動としてすでに現在をいたしておることは御承知の通りであります。すなわち、サンマ漁業を中心といたしまして、全国さんまと漁業協会がすでにできておりまして、過去においてサンマの季節的・地域的な集中のためにサンマの価格が非常な暴落をいたしておりますので、これを何とか自主的に調整をいたしたい趣旨から、すでに二カ年にわたって、漁業者の自主的な取り組みによりまして、もちろんこれは水産庁当局の御援助もあつたと思ひますが、少なくとも自立的な方法として、操業の調整、あるいは積荷の制限、あるいは休漁日の設

しかし他面において少なくとも生産費ばかりでござります。従つて、何も單にそれのものをとらぬというわけではないのですがございまして、地域的あるいは季節的に一時に市場の処理能力を越えて不當にサンマ等がとれて参りますと処置もないわけでござりますので、それを適当に時期なり水揚げ等を調整しつつ魚価の調整をはかりながら、できるだけ生産を上げて参りたい、こういうふうに考えておるのであります。従いまして、私どもは、生産調整組合だ

る二法案、漁業生産調整組合法案及び  
魚価安定基金法案でございますが、一  
口に申し上げますと、わが国の中小漁  
業の経営安定のための施策といたしま  
して、水産物の価格、特に多獲性大衆  
魚の価格安定のために、一面で漁場に  
おける漁業生産面からの調整をいた  
し、これと関連して、そのとれました  
生産物の流通の面から価格を何とか支  
持して参りたいという深い関連を持つ  
ておる法律というふうに私どもは理解

御案内の通りでありまするが、その結果、沖合いを中心として非常な過剰操業あるいは過当競争の状態が顕著でございまして、カツオ、マグロあるいはサンマ、イカ、アジ、サバ等におきましては非常に経営が不安定でありますので、これらの中少漁業の経営をいかにして安定せしめるかということが今後の漁業政策のもう一つの大きな問題ではないかというふうに結論をつけられておるのであります。

定、入港調整等の生産面の調整を今日までやつておる実績があるのでございまして、大体この実態を基盤としてこれが法制化された、かのように見ておるのでございまして、現在すでにできておりますものを法制的に確認、確立をするものというふうに理解をいたしであるわけであります。

もちろん、この生産調整組合につきましては、私どもの部内においても若干の意見なしとしないでございまし

けで今後の魚価対策としては満足はいたしておらないのでございまして、今後、漁港を整備することはもちろんであります、が、生産、消費地を通ずる冷蔵庫等の整備、あるいは水揚地から消費地への水産物の運搬施設の整備等をはかる、あるいは市況通報の制度を完備するということで、要するに、それらの魚価の暴落を来たさない限度において極力これを増産をして国民需要に応じて参りたい、ただ野放図にとつ

そういう例が非常にあると思うのであります。そして、そういう意味で、私どもは、市場制度調査会におきましても、中央市場とあわせて産地市場の問題をまず解決してもらいたい。そういたしませんければ、肝心のところが抜けてしまふわけでありますので、そういうような産地市場の問題につきましては明確な法律・制度等を早急にお立てを願いたい。とってきた魚を冷蔵庫に入れて調整をするという、そういう接着点の産

地市場機能について、もつとはつきりした生産者のためになるような産地市場制度をぜひともお考えを願いたいと  
いうことを特に付言をさせていただきたいと存ずるのであります。

それから、魚価安定基金法案でござりますが、これも実は八千万円の裏打ちがありますところのすでに通過を見ていますが、どうふうに私どもは理解をしておりますが、遺憾ながら、八千万円の魚価安定に関する予算といふことでは、どうも畜産物、農産物等の価格安定に関する予算と比べまして格段の貧弱なる予算でございまして、まことに遺憾しことに実は存じておりますが、しかし、これも実は国会議員の先生方にもずいぶん御配慮を願つてようやく八千万円であれ取れたというきわめてしきりのある予算であります。そういう意味で、金額はわずかではござりますけれども、何とか不完備ながら通過させて、これを次第に補完・修正をしていくというふうにお願いをしたいと思うのであります。この基金法案につきましては、従来はとんど水産庁の予算におきましては皆無でございました流通関係の予算がこの両三年にかけておるのでございまして、サンマかすの保管事業に対して金利の助成を骨子とする水産物流通対策の補助金が前年度までは千数百万円が予算に計上されておったのであります。ですが、この補助金でありますと、一つには昨年のようにサンマが不漁でござりますとこの予算は未使用に終わってしまうわけでございます。わずかな予算ではありまするが、サンマが不漁においてはこの予算は未使用として使

用しない部面もござりまするし、また、国の補助金でありますると、なかなか補助金をいただくまでには手続も相当かかるというような煩瑣な点もございますので、従つて、民間の出資と合わせまして一定の基金を作りまして、その運用益で金利等の助成をいたすということは、従来の予算よりもある程度進歩はしておるというふうに見てよろしいと思うのです。さらに、従来の水産物流通対策の補助金は今申し上げました通りサンマかすの保管に対する金利の助成だけございましても、したけれども、今回の魚価安定基金法によりますれば、助成の対象も、生産調整組合の行なう経費の補助、さらには、保管をした場合におきましても、従来の金利に加えまして、保管料につきましても補助ができるということになつておりますから、補助対象の範囲も拡大せられておるわけであります。ただ、いかにも、国が八千万円、地方公共団体が四千万円、われわれサンマ業者が四千万円、合計一億六千万円では、とうてい非常な成果を期待するわけにはいかぬかと思うのであります。今後アジ、サバ等にもこの基金構想は拡大されるものと存じますけれども、さすだけじゃなくして冷凍をしたものについても魚価安定基金のいろいろな補助の対象にもしてもらいたいというふうに考えておるようなわけであります。

率直に申し上げまして、八千万円の予算では、民間の八千万円と合しましても、魚価安定という大きなスローガンを掲げるほどの実効を期待できるかどうか、実はいさかか疑問に思っておりませんが、しかし、従来はとんどなかつた水産庁の予算に新しい流通面の予算ができたのは実は初めてでございますので、私どもは、八千万円を取るにもかづいぶん四苦八苦いたしました過失の記憶もあるのでござりますし、また、もう五月も過ぎなんとしておりましてサンマ漁期に間に合うように御配慮いたいて、これで、不十分ではございませんけれども、これを一つ何とかサンマ漁期に間に合うよう御配慮いたいて、これも、結構な構想にまでぜひとも一つ国会においては次第に拡充をしていただきたいというふうに存じておるわけであります。

おったわけができない。ところが、最近、事業団といふ構想で、政府が相当の支援をした事業団を通じて価格調整をするという構想をすでに畜産方面でもお考えになつておるようあります。私どもも、この構想は、魚価安定基金を論議する場合においても、将来はこういう構想にまでせひ行っていただきたい、政府買い入れが困難でありますればこういうような構想を一つぜひ持っていただきたいというふうに考へるのであります。ただ、今言ったように、内容をつぶさに検討する時間もございませんのでありますが、一覧にして多少理解に苦しみました点は、価格が下がりました場合には標準価格との差額を交付金として政府から補てんをするというアイデアがござりまするが、それとまた別途に事業団ができまして、事業団がやはりある一定の価格で買い入れをする、ですから、政府の交付金による補償と、事業団の買い入れ、おそらくこれは生産費を割らぬ程度の価格でお買い上げになると思いますが、この事業団の買い入れとの関係が、実は法律案だけではちょっとどういうことになりますか理解がしにくいというような点であります。こういう意味で、私どもは、この構想は私どももかねてから一つの問題としてしきりに考究をいたしておる点でありまして、この構想には必ずしも反対をいたすものではありません。ただ、角屋先生等もこれは御提案者であるようありまするが、私どもは漁業協同組合運動でございまするが、できれば協同組合の共販事業といふ面でまづできるものはやりたいと思

うのであります。共販事業でどうして  
もできないところをあるいはかような  
公団なり事業団という構想で処理する  
ということかと思ひますが、これがで  
きた結果本来やるべき漁協の共販事業  
の領域とも競合することになります  
と、かえつてその辺はいけないので  
ないか。これはもちろん運用の問題で  
ありますので、この辺は行くと思いま  
すが、そういうよくなことを一つこの  
法案の御審議の際にお考えをいただ  
けばげつこうと存ずるのであります。  
それから、特にこの法案で御关心を  
持つていただく点でありがたく存じて  
おりますのは、外国産のフィッシュ・  
ミールの問題であります。これをやは  
りこの事業団に一定の価格で売つて、  
おそらく事業団で価格調整をするとい  
ふことであらうかと思うのであります。  
私どもも、沿岸漁業の魚かすの面  
から見て参りますれば、できるだけ魚  
かすの価格を下げたくない、少なくと  
も生産費をカバーできる程度の魚かす  
の価格は支持いたしたい。そうしませ  
んと、魚価安定基金を作りましたも  
魚かすが安い外国産のミールの輸入に  
よってすぐさま影響されることは、同じ農  
林省内部における政策に矛盾が出てく  
るわけでありますので、従いまして、  
魚価安定基金を作つてサンマかす等を  
中心としてかすの価格を支持しようと  
いう以上は、外國から安いかすが入っ  
てきてそれによつて脅威を受けるとい  
う問題についてお考へがなければ、こ  
れはいたずらに混乱が起きる。現に起  
きておるわけであります。現在、食糧  
管理特別会計で外国産のミールを入れ  
るという問題が現に予算上におきまし  
ても通過しておるわけであります

が、この辺も、魚価安定基金の構成と、食管特別会計が入れるという、縁なきところでこれがやられるということについては、私どもは実は反対をいたしておりますわけでありまして、私どもは、沿岸漁業の振興とあわせて畜産の振興に協力することはもちろんござりますので、従つて、国内かすについて生産費を保障するし、また、安い外国産のミールが入ってきた場合においては、それを適当なる機関で調整をして、沿岸漁業振興と畜産の振興の両全を探する、こういう構想をぜひこれはお考えをいただきたいと存ずるのであります。

それから、もう一つは、この価格安定の法案では、水産動物が対象になつておりますし、水産植物の方までまだお考へが行つておらぬかと思ひます。が、実は、水産の海草類につきまして、最も、最近の情勢は、貿易自由化のルールに従つて、やはり相当の問題が次第に顯著になっておるのではないかと思ひます。韓国ノリの問題は、これは国会でもいろいろ御配慮願つておりますし、また、先般の関税審議会におきましたが、従価大体四割、従量で二円程度の関税が決定されておりますので、これでおそらく大体は何とか措置ができるかと思うのであります。が、ただ、問題は、寒天の原料のテングサ類でありまして、これが、先般御審議をいたいたした関税定率法の改正案でも、外国から入ってきますところのテングサ類が無税になつておるわけであります。私どもは非常に反対いたしましたのでありまして、零細漁民がほんとうに裸になつて海へもぐつてとつてくるところのテングサ類について、外国から

安い原料が入ってくることは、非常に国特に北欧なりアフリカ方面から国内産価格よりも相当安い価格で現在輸入されるが、最近は百万貫内外のものが外國へ出でます。これを防遏してもらいたいということを関税審議会におきましてもいろいろ私は微力を尽くしては参りましたけれども、衆寡敵せず、輸出原料という意味において無税になつたようなことがあります。つでありますするが、かような問題についても、この事業団において、国内のテングサと輸入のテングサ類を一箇所で調整をするということも、これも一つお考えをいただいたらどうであろうかというふうに思つておるようなわけであります。

と、農業問題についてあれまで御苦労をうな暮議はされております御苦労をうな暮しく実は存じておるようなわけであります。農業については今まで生産なり価格対策あるいは資材対策、今融対策等についても一応いろいろな政策がされておりまして、ただ、それが現在の内外の情勢からすれば、今までのやり方を根本的に再反省をして新しい農政としてこれを展開して参る、こういう曲がりかどに来ているといふ表現が私は確かに当たると思うのですけれども、漁業については曲がりかどではありませんが、漁業については曲がりかどではないのであります。まだ道がついておらないというものが率直に言いまして漁業に対する今日の制度ではないかと思います。流通価格面なりあるいは貿易面その他についても、ほとんど今まで具体的な流通対策あるいは価格対策、資材対策、食管法なり農産物価格安定法なり肥料関係法、飼料需給法などその他の一連のそういう施策がなされて今までのやり方をこの際再検討をして曲げるというよりも、スタートにおいてこれからぜひとも政府・国会において沿岸漁民が生きる意味の基本的な方向を一つ打ち出していくいただきたい。要するに、漁政の今後のあり方に於いて天下に宣明されまして、また、国においてはこれに基づいて真剣に各般の予算なり法制を整備をしていただきたいというふうにお願いをいたしたいのであります。

でもう双手を上げて歓迎といふわけではありませんが、今言つたと  
いうにサンマの漁期も迫つておりますので、できれば社会党から  
御提案のような構想もできるだけ入れて今後補充してお取り組みを願いたいと思うのです。  
ですが、もしそれが短時間の国会で  
できないとしますれば、社会党御提案の構想なども十分取り入れて今後補充  
体制をしていただきたい、かようにお願いを申し上げたいと存ずるのであります。  
以上、はなはだ難駭でございます。  
が申し上げまして、御参考に供した次第でございます。(拍手)  
○坂田委員長 次は、岡本清造君。  
○岡本参考人 岡本でございます。  
昨日この委員会に出るようとにいううち  
電話をいただきまして、それから資料を  
をいただいたりして、時間がございません  
せんでは、はなはだ不勉強で出たわけでは  
あります。そういう点から申しまして、  
て、ただいま片柳参考人が全般につい  
て非常に深い御見解を述べられたので  
あります。私が、その数多い法案の中  
の魚価安定制度に関する法案につきまして、  
して、平素勉強しておる立場から若干の  
意見を述べさせていただきたいと思  
います。  
言うまでもなく、価格というものは、  
経済問題として、すべての経済現象の  
かなめと申しますか、中心と言ひうか、  
あるいは逆に言えば経済生活をしてい  
く上の出発点、前提でもあるわけであ  
す。すべてのことが価格へ、——現在  
の経済では当然そうだろうと思うので  
すが、その価格の問題、これは非常に

むずかしい問題だらうと思うのですが、原理と申しますか、法則と言いまよります。特に、鮮魚、なま魚につきましては、昔からなま魚に相場なしと言れておりまして、その価格について、か、一定の傾向などというものがはっきり出ないと言われておつた。その土地の産物価格を何とかして安定させなければならぬし、また、安定させようという政策としてはまことにむずかしい問題だと思いますが、このむずかしい問題を政府及び社会党案で示されたとくにその問題と取り組みいただいたいことは、先ほど片柳参考人も申しましたが、水産業に関する者として非常に敬意を表する次第であります。

ただいま申しましたように、価格の問題は非常にむずかしい。そのむずかしい問題について立ち向かったのでございますが、その取り組み方にについて私は若干基本的な点を申し上げたいと思います。

私は、大学の教授をしておるものですから、実際のことは非常にうといで、あるいは皆さんに迂遠などおしゃりを受けるかもしれません、やはり、この際基本的なものをしっかりと考え方いただきまして、そこからどのような価格安定の制度を打ち立てていながれかということをよくお考えになりながる當面の法案の審議をお願いしたいと存じます。

まず第一に、私は気がつきましたのは、政府案にいたしましても、それから、社会党案は、これは非常に構想が大きくなりまして、片柳さんからも言われましたが、私はちょっと拝見した法案だけではわからないのですが、まず第一に政府案について申しますと、

私の考え方では、価格安定については、長期的な基本的な価格安定・維持といふそういうふうな面と、それから、当面の価格が非常に暴落するとか、あるいは産地で暴落するとか、ある魚種が暴落する、それではその漁業がやつていかないから何とかしようという面とあります。ですが、この法案は、非常に具体的な当面と申しますか、あるいはその効果は短期的な効果を持つようなそういう安定法案であると思います。

この基金制度を見ますと、制度そのものはかなり長期的でございますけれど

も、しかし、条文をずっと読まつてい

たときまして、ねらつておるところは

何かといふうなところを見ると、ど

うも当面のある魚種についてといふよ

うな感じを抱かれておるわけです。

いすれは広げてもいいだらうし、ま

た、基本的なものに成長させていくの

であります。しかしながら、勉強する者の立場から言えれば、まず基本的なものが先になるわけでありま

して、その点で、これからむしろ実際

をやりながら基本的な価格安定・維持

という方向へ伸ばしていただきたい。

ところで、その基本的な価格安定と

いう場合に、たとえば、現在の漁業の

経済構造と申しますと、実ははなはだ

大まかな表現でござりますけれども、

商品を販売する能力なくして商品販売

をやつておる。非常に極端な言い方で

あります。が、刀を持たずに切り合ひし

ているようなもの、商品販売の方はす

べて商人まかせといふうな状況が現

在まであつたわけあります。現在も

あるわけです。少なくとも、現在で

は、とつたものはほとんど全部売らなければならぬ、そういうふうな状況に

けられなければなりません。

いろいろな価格について政府が手を出

たりながら、商品經濟の発達した中で

漁業をやっておりながら、漁業者は海

のことは一生懸命になるけれども、お

かから後のことが問題にならない。そ

ういうふうな漁業者があります。それ

から、もう一つは、その漁業者が、非常

に大きな漁業者から零細な漁業者に至

るまで、また、經營の經濟的な能力と申

しますが、安定性といふうな点から見

ますと、非常に格差のあるピンから

キリまでの生産者が、すらっと並んでお

る。そういう点で、価格と、いっても一體

どこの価格を見ていいか。これは理論

的にはいろいろな説がござりますけれ

ども、すその方を見るのか、あるいは

中を見るのか、あるいは上の方を見る

のか、そういうふうな点では、つきりさ

して、どこかで価格を安定していかな

ければならない。同時に、それは他の

物価、ことに漁業用資材、燃料、それ

から造船價格、なんか、漁夫の勞賃

との関係、漁夫の所得、それから一般

的なものの方が先になるわけあります

して、その点で、これからむしろ実際

をやりながら基本的な価格安定・維持

という方向へ伸ばしていただきたい。

ところで、その基本的な価格安定と

いう場合に、たとえば、現在の漁業の

経済構造と申しますと、実ははなはだ

大まかな表現でござりますけれども、

商品を販売する能力なくして商品販売

をやつておる。非常に極端な言い方で

あります。が、刀を持たずに切り合ひし

ているようなもの、商品販売の方はす

べて商人まかせといふうな状況が現

在まであつたわけあります。現在も

あるわけです。少なくとも、現在で

は、とつたものはほとんど全部売らなければならぬ、そういうふうな状況に

けられなければなりません。

いろいろな価格について政府が手を出

たりながら、商品經濟の発達した中で

漁業をやっておりながら、漁業者は海

のことは一生懸命になるけれども、お

かから後のことが問題にならない。そ

ういうふうな漁業者があります。それ

から、もう一つは、その漁業者が、非常

に大きな漁業者から零細な漁業者に至

るまで、また、經營の經濟的な能力と申

しますが、安定性といふうな点から見

ますと、非常に格差のあるピンから

キリまでの生産者が、すらっと並んでお

る。そういう点で、価格と、いっても一體

どこの価格を見ていいか。これは理論

的にはいろいろな説がござりますけれ

ども、すその方を見るのか、あるいは

中を見るのか、あるいは上の方を見る

のか、そういうふうな点では、つきりさ

して、どこかで価格を安定していかな

ければならない。同時に、それは他の

物価、ことに漁業用資材、燃料、それ

から造船價格、なんか、漁夫の勞賃

との関係、漁夫の所得、それから一般

的なものの方が先になるわけあります

して、その点で、これからむしろ実際

をやりながら基本的な価格安定・維持

という方向へ伸ばしていただきたい。

ところで、その基本的な価格安定と

いう場合に、たとえば、現在の漁業の

経済構造と申しますと、実ははなはだ

大まかな表現でござりますけれども、

商品を販売する能力なくして商品販売

をやつておる。非常に極端な言い方で

あります。が、刀を持たずに切り合ひし

ているようなもの、商品販売の方はす

べて商人まかせといふうな状況が現

在まであつたわけあります。現在も

あるわけです。少なくとも、現在で

は、とつたものはほとんど全部売らなければならぬ、そういうふうな状況に

けられなければなりません。

いろいろな価格について政府が手を出

たりながら、商品經濟の発達した中で

漁業をやっておりながら、漁業者は海

のことは一生懸命になるけれども、お

かから後のことが問題にならない。そ

ういうふうな漁業者があります。それ

から、もう一つは、その漁業者が、非常

に大きな漁業者から零細な漁業者に至

るまで、また、經營の經濟的な能力と申

しますが、安定性といふうな点から見

ますと、非常に格差のあるピンから

キリまでの生産者が、すらっと並んでお

る。そういう点で、価格と、いっても一體

どこの価格を見ていいか。これは理論

的にはいろいろな説がござりますけれ

ども、すその方を見るのか、あるいは

中を見るのか、あるいは上の方を見る

のか、そういうふうな点では、つきりさ

して、どこかで価格を安定していかな

ければならない。同時に、それは他の

物価、ことに漁業用資材、燃料、それ

から造船價格、なんか、漁夫の勞賃

との関係、漁夫の所得、それから一般

的なものの方が先になるわけあります

して、その点で、これからむしろ実際

をやりながら基本的な価格安定・維持

という方向へ伸ばしていただきたい。

ところで、その基本的な価格安定と

いう場合に、たとえば、現在の漁業の

経済構造と申しますと、実ははなはだ

大まかな表現でござりますけれども、

商品を販売する能力なくして商品販売

をやつておる。非常に極端な言い方で

あります。が、刀を持たずに切り合ひし

ているようなもの、商品販売の方はす

べて商人まかせといふうな状況が現

在まであつたわけあります。現在も

あるわけです。少なくとも、現在で

は、とつたものはほとんど全部売らなければならぬ、そういうふうな状況に

けられなければなりません。

いろいろな価格について政府が手を出

たりながら、商品經濟の発達した中で

漁業をやっておりながら、漁業者は海

のことは一生懸命になるけれども、お

かから後のことが問題にならない。そ

ういうふうな漁業者があります。それ

から、もう一つは、その漁業者が、非常

に大きな漁業者から零細な漁業者に至

るまで、また、經營の經濟的な能力と申

しますが、安定性といふうな点から見

ますと、非常に格差のあるピンから

キリまでの生産者が、すらっと並んでお

る。そういう点で、価格と、いっても一體

どこの価格を見ていいか。これは理論

的にはいろいろな説がござりますけれ

ども、すその方を見るのか、あるいは

中を見るのか、あるいは上の方を見る

のか、そういうふうな点では、つきりさ

して、どこかで価格を安定していかな

ければならない。同時に、それは他の

物価、ことに漁業用資材、燃料、それ

から造船價格、なんか、漁夫の勞賃

との関係、漁夫の所得、それから一般

的なものの方が先になるわけあります

して、その点で、これからむしろ実際

をやりながら基本的な価格安定・維持

という方向へ伸ばしていただきたい。

ところで、その基本的な価格安定と

いう場合に、たとえば、現在の漁業の

経済構造と申しますと、実ははなはだ

大まかな表現でござりますけれども、

商品を販売する能力なくして商品販売

をやつておる。非常に極端な言い方で

あります。が、刀を持たずに切り合ひし

ているようなもの、商品販売の方はす

べて商人まかせといふうな状況が現

在まであつたわけあります。現在も

あるわけです。少なくとも、現在で

は、とつたものはほとんど全部売らなければならぬ、そういうふうな状況に

けられなければなりません。

いろいろな価格について政府が手を出

たりながら、商品經濟の発達した中で

漁業をやっておりながら、漁業者は海

のことは一生懸命になるけれども、お

かから後のことが問題にならない。そ

ういうふうな漁業者があります。それ

から、もう一つは、その漁業者が、非常

に大きな漁業者から零細な漁業者に至

るまで、また、經營の經濟的な能力と申

しますが、安定性といふうな点から見

ますと、非常に格差のあるピンから

キリまでの生産者が、すらっと並んでお

る。そういう点で、価格と、いっても一體

どこの価格を見ていいか。これは理論

的にはいろいろな説がござりますけれ

ども、すその方を見るのか、あるいは

中を見るのか、あるいは上の方を見る

のか、そういうふうな点では、つきりさ

して、どこかで価格を安定していかな

ければならない。同時に、それは他の

物価、ことに漁業用資材、燃料、それ

から造船價格、なんか、漁夫の勞賃

との関係、漁夫の所得、それから一般

的なものの方が先になるわけあります

して、その点で、これからむしろ実際

をやりながら基本的な価格安定・維持

という方向へ伸ばしていただきたい。

ところで、その基本的な価格安定と

いう場合に、たとえば、現在の漁業の

経済構造と申しますと、実ははなはだ

大まかな表現でござりますけれども、

商品を販売する能力なくして商品販売

をやつておる。非常に極端な言い方で

あります。が、刀を持たずに切り合ひし

ているようなもの、商品販売の方はす

べて商人まかせといふうな状況が現

在まであつたわけあります。現在も

あるわけです。少なくとも、現在で

は、とつたものはほとんど全部売らなければならぬ、そういうふうな状況に

けられなければなりません。

いろいろな価格について政府が手を出

たりながら、商品經濟の発達した中で

漁業をやっておりながら、漁業者は海

のことは一生懸命になるけれども、お

かから後のことが問題にならない。そ

ういうふうな漁業者があります。それ

から、もう一つは、その漁業者が、非常

に大きな漁業者から零細な漁業者に至

るまで、また、經營の經濟的な能力と申

しますが、安定性といふうな点から見

ますと、非常に格差のあるピンから

キリまでの生産者が、すらっと並んでお

る。そういう点で、価格と、いっても一體

どこの価格を見ていいか。これは理論

的にはいろいろな説がござりますけれ

ども、すその方を見るのか、あるいは

中を見るのか、あるいは上の方を見る

のか、そういうふうな点では、つきりさ

して、どこかで価格を安定していかな

社会党案のなにを伺いますと、たしかスエーデンで非常に漁価安定制度が発達しておりますが、あれに似たような案ではないかと私思ひうのであります。そのスエーデンでも、あの広いところを三つくらいの大きな海区に分けまして、その海区ごとに価格調整機構を打ち出すような仕組みになっております。ただ、スエーデンの漁業経済状況と日本の漁業経済状況とはかなり違います。また、流通機構の諸条件につきましても、そういうふうな価格安定をする機構上の準備がすでにできております。だからあればできたわけでございましょうが、日本では、先ほど片柳参考人が言われたように、流通上のことは、中央市場の制度は整備しつつあります。が、まだ生産から消費に至るまでの全流通については非常に不満足な点がたくさんある。特に產地市場につきましてはいろいろな流通上の条件が不備でありますて、その不備な結果が価格暴落に出て参るのでございますから、やはり、価格だけをじぐくるのじゃなくて、そのような価格になる環境と申しますか、条件を作つていただきたい。

積もうと氣仙沼で積もうと、結局レールは一つなんです。そのレールの消化能方がないとやはりうまくいかないのじゃないか。そういう点で、まず輸送のワクを広げることが第一だと思います。

第二には、これは時間的な調節でございます。もちろん、冷蔵庫、加工業がございますが、冷蔵庫にいたしましても、冷蔵庫の設置が現在はなはだ不合理です。特に国民经济面で見た価格安定をさせるような立地のいいところで、冷蔵庫が設置されておりません。私の調べたところで、少し古いのですが、立地条件ですが、立地条件の稼働率は平均しまして四十何%であります。七五、六%稼働率がなければならないのが、立地条件が悪いために、すなわち、入庫させるとためには相当な運搬費をかけなければならぬようなるにあって、しかもも時期的に入ってくるものがないといふふうなことで、五〇%以下の稼働率を示しております。もう少ししゃべらぬようなるにあって、しかしながら、冷蔵庫の分布の合理的な配置を考慮的になどどんと使って価格安定に資するようにしようとすれば、やはり、冷蔵庫の設置が問題になります。それが根を張り枝を築き上げていくと組んで、そしてそれに芽を出して、こういうふうな点を十分整備するのになれば、理想的価格になるはずがございません。

そういう意味で、今日の価格対策は対症療法的な対策をねらっておるよう思ひます。しかし、一步でもこのむずかしい価格問題を取り組んで、そしてそれに芽を出して、これから根を張り枝を築き上げていくという意気込みで、その第一歩としての基金制度というふうに理解いたしましたて、できればこの法案の通過するよう

に私は望むものでございます。  
実際問題として一億六千万円の運用益でどのくらいの価格安定操作ができるか私わかりませんが、けさ新聞にも出でおりましたが、三千三百億円の中でかりに三割が大衆魚だいたしまして一千億円あります。一千億円の百分の一、十億円を何かオペレートしなければならぬとして、はたして一億六千万円の――しかもそれを使うのではございませんで運用益金でやろうというのであります。が、どのくらいのことができるか、私実際のそろばんを置いていたことがございませんからわかりませんが、数字から見てかなり困難なことだと思っております。しかし、この困難なことを困難だと言つてしまつてはいけないので、困難なことと取り組みながら、さらに、私が先ほどから申し上げましたような基本的な諸点を考慮いたしまして、価格についてもやはり基本的な価格安定といふものを打ち出すよう努めをしていただきたい。議員の先生諸君には、そのような注文をつけながらどうか御審議を願いたいと望む次第であります。(拍手)  
○坂田委員長 ありがとうございます  
た。

す。特に、全漁連会長の片柳先生とも重複することを御了承願いたいと思います。

現内閣が中心施策といたしております所得倍増計画でございますが、この所得倍増計画は、われわれども第一次産業の倍増計画を達成するためには、非常に困難性があるのではないかと心配をいたしております。特に、漁業に對しましては、一隻当たり、一企業単位の漁獲高が倍になると想像できません。また、われわれのとります魚の値段が倍にされるとするならば、国の価格体系が狂つて参りますので、これも許されないのではないかというふうに考えるわけでございます。また、漁船あるいは漁具等の設備投資がだんだんと増大されて参りまして、その償却にきゅうきゅうとしておる反面、われわれの仕込み資材と申しますか航海経費はほとんど下がっていないのであります。ただ燃油につきましてはここ数年少しづつ下がっておりますが、その他はほとんど下がっていない状況でございます。

私どもは、全漁連を中心といたしました組合運動や、あるいは業種別団体によりますいろいろの諸方途を講じまして、私どもの収入の増加のために努力してきておるのでございますが、まことに逞々として進まない状況でござります。御承知の通りに、漁業者は、雨の日も風の日もあの狹険な船の中で家族と離れて生活いたしておるのをございまするが、その収入は他産業と比べましてきわめて低いのでござります。一刻も早く抜本的な対策を講ぜられまして、われわれの渴望いたします経営の安定をされるよう切にお願い

いたす次第でございます。  
私どもの主たる漁業でありますサンマ漁業は、御承知の通りに、多獲性の大衆魚であります。特に時期的にあるいは地域的に北海道、三陸等に集中水揚げするわけでございます。そこの港において処理能力を越える水揚げ高でございまして、魚価が一時的に非常に暴落するのでございます。それでなくしてさえ經營の非常に困難な不安定な中小漁業者をますます脅やかしておるのでございます。いわゆる大漁貧乏でございます。一昨年より、私どもは、自分たちで自主的に、無線通信連絡によりまして、いわゆる集中水揚げ、水揚げのたくさんある港へ集中的に入つていくことを避けるために、無線連絡し合いました。航海の安全や乗組員の休憩などをあわせて考えて参つたのでございます。また、北海道等におきましては、根室を中心といたしまして、大漁時における処理能力を越えた場合には自主的に水揚げを休んでおるというような状況でござります。

まして今般両法案を国会に提出をされましたことは、時宜を得た措置といったしまして、私ども非常に喜ぶ次第でございます。しかしながら、両法案の内容を見ますのに、自主的調整による魚価安定策が基本的な考え方でありまして、多年私どもが熱望して参りました本来の魚価対策並びに流通改善の諸方策は積極的に織り込まれていないと存ずるのでござります。

ございますが、第一番目に、その目的として、自主調整等の事業につき助成すると書いてございますが、生産、流通、消費の各分野に対しまして強力に推進する意欲に欠けているようになつております。

出資額はまことに僅少でありまして、前述の片柳先生あるいは岡本先生が申しておりました通り、わずかに一億六千万でございます。この運用益といいますと千一、三百万と存ずるのであります。ですが、これではたしてどれだけの仕事ができるでありますか、どれだけの事業ができるでありますかと、いうことは、きわめて疑問でございます。この法案について、何か政府出資の八千万円で打ち切られるような感覚を受けるのでござりますが、将来これが追加増額が可能なような処置を配慮されたいと存ずるのでございます。

第三番目には、業務の内容でござりますが、從来国が実施して参りました水産物流通対策事業、これは千三百万円ばかりやはり毎年予算に計上してございまして、魚かす対策、キロ十一円でサンマを買って加工した場合、規進価格以下になると魚かす業者に対しま

して保管日数に応じて利子補給をするという考え方でここ数年継続しておりますが、ほとんど使われていない状況でございます。ちょうどその値ごろになる期間がきわめて短いからでございます。十一円を割りまして九円、八円になりました場合、業者は九円、八円で買うので、この流通対策には乗らないでございます。また、十二円、十三円になりますてもコスト高でできないのでございます。従いまして、有名無実にひとしいような施策であったのでございます。今般この法案はこれに改善を加えて制度的に工夫したものであります。いざれにいたしましてもサンマかす対策の域を出ないのでございます。例年サンマの生産量の約三〇%が魚かす原料でございます。約四〇%が冷凍魚、残りの三〇%が鮮魚やあるいは開きとかカン詰とかの加工となつております。このせっかくなサンマは、生鮮食料品でございますので、魚かす対策だけではなくて食料品として消費を増大するよう、冷蔵、冷凍その他の加工も含めましてこの助成の対象となるよう範囲を拡大されるようお考えを願いたいと存ずるのでござります。

また、調整組合法案の第十条の個別的特定制限に対する調整措置がはつきりいたしておりません。明確を欠いておるのはいかといふうに考えられます。また、基金運用益の先ほど申し上げました千三百万円では、私から申し上げるならば、九牛の一毛である、まことにわざしかしないよう考えられるのでございます。農林漁業基本問題調査会において答申いたされましたが、水産物の価格安定をはか

機軸として漁業調整をはかり、あわせめて冷蔵・加工施設の整備と消費拡大のための積極的な価格維持政策の確立、あるいは魚価が一定水準以下になつた場合における公的機関が積極的に全量買い上げ方式を採用すべきだと言つておりますが、これが実施には、私ども考えますのに、技術的に専門的に言つて相当困難性があると思ひます。たとえば北海道で揚がるサンマ、この同じサンマを三陸から南の方へ持つて参りますと、その魚体によつても非常に考え方方が違つて参りましようが、これをきめるのに生産原価でこれをきめるといったましても、あるはまた種々の方途を考へていきますと、私ども非常に困難性があるよう考へられますが、そういう考え方で施策がこの法案に反映するようにぜひとも御配慮願いたいと存ずるのでござります。

次に、漁業生産調整組合法案に関してでありまするが、第一に、法案の第十一条第二項による事業の活動にあたつて、これは先ほど申し上げました技術的に専門的な判断並びにこれを判断するためには相当の資料・材料が必要でございます。この収集と、これらの事業を生産調整組合において行なうには、各主要港に指導監督員あるいはまた魚価の管理委員会というようなものの機構が必要ではなかろうかと存じます。この事業の運営費は相当膨大であろう。これを調整組合の賦課金、要するに漁師から取つてまかなえといふのでございますが、金額の負担がきわめて過重である。私どもは基金の出資を行なっております。その上にこの膨大な経費の負担を負わされるのは非常に

の事業費は国が別に財政的措置を講ぜるか、あるいはまた基金から助成するかの措置をお考え願いたいと存するだけございます。また、調整組合事業が推進するためには、國はやはり各港等に積極的な指導・監督の方途をぜひ勘考願いたいと存するわけでございます。

第二番目に、本法案は、漁業調整組合員以外の人々について、これは強制加入になつておりますので、この規制が明確でないでございます。自ずから自主調整がくづされる憂いがあると思うでございます。従いまして、行政指導によりまして、あるいはまた政府が組合加入への命令等が發動できるようにして下さらなければ、おそらくそういう方面からくづされる危険性があるうと私どもは考えるわけでございます。

第三に、漁業調整法案は生産者の自主調整方式を主軸といたしておりますが、本法案並びに基金法案では十分私は私ども考えられないでござります。従いまして、主要港における漁獲物の処理・加工施設の整備拡充について、三十六年度予算に計上された冷蔵庫の設置、助成に関する予算をさらに拡大下さいまして、消費地における冷蔵庫をもあわせ作って下さいまして、既存の各冷蔵庫等との有機的な利用により生産者の行なう生産調整事業の円滑化をはかつていただきたいと存ずるものでございます。

また、さらに、先ほど岡本先生が述べておきましたが、輸送の円滑化であります。

揚げますと、うず高く積まれまして、ある年には山になつたサンマが下からウジでもつくてくされている状況をしているのです。魚かすにするにまで扱い手がなく、ただ山に積まれておる状況であったのでござります。このときにも冷凍貨車でもあつたならば、多少し配車が円滑であつたならば、あるいは冷凍トラックなりあるいはまた海上輸送の冷蔵船があつたなら、そんなことはしておかないので、それがない。当時私どものサンマが一貫自當たり二十円以下がつておつた。二十円以下といいますと、このくらいのりっぽなサンマが、一本一円以下、八十銭くらいでございます。そのときに信州においてサンマの価格はどうかといいますと、やはり一本十円くらいに売られているのでござります。こういう状況を考えましたときに、輸送という問題がいかに重大かということをつくづく考えさせられたのでござります。

また、生産地の魚市場が、われわれから申し上げますと、まことに合理的な運営がなされてないようにある次第でござります。従いまして、国は生産地の魚市場の合理的な運営がなされよう御指導、御監督下さいますよ

う、切望いたす次第でござります。

いずれにいたしましても、両法案がこの国会に提案されまして御審議の過程にござりまするが、私ども中小企業といったしまして、政府や国会から私どもに対する援助の手が差し伸べられてきたことに対しまして、ほんとうに心から感謝申し上げる次第でございります。一刻も早くわれわれが経営安定できますように御審議をお願いいたしな

いと思ひます。この両法案は、私どもから見ますと、先ほどからるる申し上げました通りに非常に不満足ではござりますが、サンマの漁期も差し迫つておられます。従いまして、すみやかに御可決下さいまして、漸進的にこれを進めさせていただくよう、ぜひともお願ひ申し上げる次第でございます。

簡単でございますが、御参考までに申し上げました。(拍手)

○坂田委員長 次は、和田丈一君。

んのお話がございましたようだ、これで満足かといえば、決して満足ではございません。不満ながらでございます。物足りぬ感じが十分します。今からこれを基礎として御検討願いたい。なお、これを行なわれますことによつて、次年度は一つ思い切ったこの線に沿つた諸政策が行なわれていくように希望したい、こう思つておるわけであります。

で、冷蔵庫を作つて鮮度を保たせると同時に、加工に大いに力を入れなければならぬ時代が来つてゐるのではないかと私は考えております。

そこで、今行なつておりますことは、概要を申し上げますと、このまき網は、西日本のまき網として現在稼働いたしておりますまき網が、中型、小型を入れて約百四、五十艘で、季節的に漁のあつたときには一日の漁獲が十五万ケースくらいのものが揚がつてく

ジ、サバというものは、ただいま申しあげましたように、氷水の中につけて持って帰る。ですから、産地市場へ持つて帰ったときには、岸壁へ揚げたときには生きたような姿をしておる。それを揚げてそこでケースに入れれる。漁の少ないときには貨車が回りますからそのまま鮮度が保たれる。ところが、一日十万ケース、十五万ケースが三日も四日も続きますと滯販になります。そういうことになりますと、た

ありますから、最近では一ヶ月に四日間の休漁日を設けてやつておるのでですが、このまま網は働くのはどんなものかと申しますと、季節によつていろいろな関係がありますので一様には参りませんが、しけの多いときには月に十日何がしであります。それから、比較的働いたときでます二十日でございます。この程度である。このうちに四日間の休漁日を設ける、そういうことによつて生産調整をやつておるのであり

○和田参考人 西日本のまき網関係に  
あります和田でござります。一昨日電  
報をいただきましたて参つたのであります  
が、一々これを検討する時間がありません  
ませんので、遺憾ながらまだ十分に調  
べておりません。ただ、いろいろこう  
いう法案が審議されるというようなこ  
とは常に新聞などでも拝見しております  
したし、また、ここに今日いただいたの  
ものをちょっと見せていただきたの  
で、大体、だいしま月刊会長さんそ  
他の方々からお話をございましたが、  
私どもが申し上げたいと思うことはこ  
れではとんとん尽きたと思うておるので  
ござります。私は、ただ、西日本にお  
ける多獲性のアジ、これがどうなつて  
くるか、などと見ておきたいと思つて

的に賛成なのかということになりますと、現在、西日本における多獲性のアジ、サバ漁業は、もう五年も七年も前から苦難の道を歩んできた業界でございますが、御承知の通り、海区におきましては、西日本海区と申しますと、山口県沖合いから長崎県沖合い、李ラインの周辺、こういうことになっておる。そこで、業者は自主的に資源の調査をし漁場の開発をいたしまして、ただいまは東海、黄海を漁場としてある季節には参つております。けれども、季節的に量的にとれるときには一ぺんに揚がつてくるわけであります。そこで、一番困つておるのが価格の安定のための流通対策であります。しかし、

るのであります。十五万ケースと申しますと、一ケースは十五キロ入りのケースになつております。ところが、これをどうして輸送しておるかと申しますと、油合いである風速十何メートルという中にも操業するのでありますから、沖でケースに入れられるような仕事はできません。そこで、たとい三千ヶースありますても五千ヶースありますてもわざが短時間に運搬船にまき込んでしまつて、たとい三千ヶースありますても五千ヶースありますても、現在は水氷でもつて持つて帰りますので、朝いた晩から漁港へ帰つてくるのは、海区、漁場にもよりますけれども、遠ければ二昼夜、近くの場合には一昼夜といったようなところから持つ

また生きた鮮魚を持って帰つてあるにもかかわらず、貨車待ちするのに二日も三日も野ざらしにして、こもがぶりで市場の岸壁に積み上げられておる。それをようやく貨車の整備を待つて運んでいく。ところが、あとから揚がつたものは、まず先のものからいふことになりますから、やはりそれは二、三日ずれる。これから申しまして、これは私は重大な問題だと思います。生きた魚がせっかくとれて持つて帰つておるにもかかわらず、消費市場へ持つてきたときには鮮度が落ちてしまつてゐる、そういうものが消費地へ入つてくるということは、何とか打開したいと考えます。

ますけれども、やはり、業界が申し合  
わせだとかいうくらいのものをやつて  
おりますと、一部の違反者の行為に  
よってそれがともすると破壊されると  
いうようなことであるわけなんです。  
そこで、この法案が望ましいという原  
因が一つございます。

流通面におきましても、今申し上げ  
ますようなことがありますため、これ  
は先ほども御発言がありましたように  
貨車の問題が大問題です。いつも要求  
しておりますが、国鉄にせめて冷凍車  
を西日本に二百車だけ一つ回してくれ  
といふようなことを話しておりますけ  
れども、なかなか、やはり予算の関係

業生産調整組合法案、魚価安定基金法案、この両法案はこれを一本として考えていくべきじゃないか。こういうように私どもを考えるわけであります。  
そこで、概要申し上げますと、常に私どもが期待しておりますことなどが、これに初めて織り込まれたという点なのであります。そこで、この両法案には、結論から申しますと賛意を表します。しかしながら、先ほど来皆さ

それにはまた資源という問題もござります。でありますから、私どもが今行ないつつあり、また行なおうとしておる事柄は、生産調整と休漁日の設定、流通対策による価格の安定、これには、先ほど来先生方の御意見がございましたが、まず冷蔵庫の建設など、それとあわせて高度の加工の研究、もう一つ言うならば魚食普及の研究宣伝、こういうこと、加工はもう今は御承知の通り加工時代になつたと私は考えております。こういうことであります。

で帰り、そうして、持つて帰ったものは即時陸揚げされて鮮度の保全に努められる、こういうことになつております。かりに十五万ケース一日に揚がりますといたしまして、これが二日、三日ということになります。何十万ケースでありますから、この分は必ず滞貯になる。これはどうするのかといふと、これまで底びき漁業と違います。底びきは、御承知の通り、沖合いでケースに入れて持つて帰る。ところが、このまま網のやつておりますア

そこで、これらにつきましても、われわれ業界では、申し合わせいたしま  
すし、また、各船が連絡し合って、そ  
うして一つの港に集中しないようにと  
いうことは努めてやっておりますけれ  
ども、何と申しましても、みな事業家  
なんでござりますから、あるいは船の  
関係距離の関係ということになります  
すと、なかなか申し合わせが徹底い  
たしません。それから、休漁問題、こ  
れは生産調整と同時に資源対策の問題  
とも考え合わせてやつております。で

ういうようなことから、貧しい中にも  
最近は御協力を得て、福岡にわざかな  
がら三千トン級の冷蔵庫を建設しようと  
して今がかつております。しかしながら、  
三千トンの冷蔵庫でどうなるか  
と申しますと、今申し上げましたように、十五キロ入れたケースが一晩の漁で  
十五万ケースも入ってくるのだから、  
それが三日続けば四十五万ケースにな  
る。そういうようなときにはどうい  
これによつて目的を達するということ  
はできません。でございますので、こ  
の冷蔵庫の設置ということは、これは  
相当莫大な費用になると思うので、と  
てもわれわれの手に負えるものではござ  
いません。そういうことで、お願ひ  
したいことは、流通面において価格の  
安定のためもあり、また、生きた魚  
を食せんに送つていただけるような方  
法を考えた場合には、まず第一に、產  
地としての地理的にいいところへ相当  
な冷蔵庫の建設、同時に高度の加工研  
究であります。この点につきましては、私ども、昨年来、少しでもこしら  
えてみればまたあとで何らか御協力願  
えるのじやないかといふことで、下関に  
加工会社を最近作りました。一、二ヶ月  
前から動いております。これが一日に  
大体千五百箱くらい加工できる。これ  
は今ミールをやっております。また、研  
究中でありますけれども、それによつ  
て調味料もやりたいというようなところまで今研究しております。であります  
から、まず鮮魚が加工によって食せん  
に上げられるというようなことが最も  
必要じやないか、何か加工の方法を考  
えたいと今業界では懸命に研究してお  
ります。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

がわれわれには何ら与えられないないで行なわれていいない。これに対する施等の力ではないません。そこで、せめてこの法案を早く御審議願つて、少しは不満もありますけれども、われわれがすでに行ないつつあり、行なおうとしていることがありますから、まずこれから満をつけしていただきたい。そして、次年度においては御検討願つて実情に即してどのようなものに御協力願いたい、こういうよう私を考えます。

今、西日本におきましての現状を御参考に御説明申し上げたわけでありりますが、大漁貧乏、大漁貧乏と申しますけれども常に大漁貧乏かといふと、それが一番うじやない。季節的、時間的、局地的にとれるときがある。そういうようなことから輸送が騒擾する。これが一番生産だとは私ども決して考えておりません。でありますから、たまたま生きた魚をそうしてとれるものなら、ただ生産調整によって休漁日ばかり設けるのは無策の策じやないか。ある一定のところまでは、とれる限りはとるのだが、ということでなければならぬと思います。一定の休漁日は当然でありますて、また、現在にいたしましても、月に四日という休漁日以外に、もう一つ、そのときによつて、もしもこれでは陸に持つて帰つてもとうていどうにでもならぬだろうというときには、無線電報でもつてすべての船は臨時休漁することにいたしております。そういうことをやつておるのでですが、やってお

に、自主的にわれわれが業界で申し合わせたということになりますと、何ら法的根拠がない。そうなりますと、わずか一部の者の違反によつて、ともするとたまたま仕上げた協議が破壊されいくといったようなことで、実は困つておつたわけあります。そういう意味からいたしまして、この二法案には私は原則として賛意を表するものでございます。

なお、社会党さんから御提案になつていただきておりますのも私ども拝見さしていただきましたが、理想としてはほんとうにけつこうであります。私は、そうありたい、そうあつてほしいと思う。何だかひがんだようなことも申しますけれども、先ほど申し上げますように、農村対策は、米穀にいたしましても、すべて生産から消費までいふん大きい予算でもつて御熱心にやつていらっしゃいますが、ちょうど沿岸から沖合の中小漁業者あたりの立場から申しますと、何だかまま子扱いされておる。ちょうど、大せいの者がわんわん泣いておるけれども、それは蚊の鳴いておる声のように聞かれておるような感じを持つておるものでござります。そういう意味からいたしまして、これはほんとうの大要だけ申し上げまして、そして、西日本の現在多獲性のアジ、サバを中心とした動きがどうなつておるかということについて概略御参考に申し上げたわけでござりますので、これを御参考にされまして、これからこの法案にますます肉をつけていただきまして、まずいくところは社会党さん御提案になつたようなところまで持つていっていただきた

い。まず、現状においては、この第一歩としてこの法案を施行するということを目的にとで早く御審議を願いたい、こういうように考へるわけであります。

簡単でございまするが、私の意見を終わります。(拍手)

○小山委員長代理 ありがとうございます。

続いて、宮城雄太郎君にお願いいたします。

○宮城参考人 宮城でございます。

まず最初に、内閣提出の漁業生産調整組合と魚価安定基金法案とが相関連する一体の法律案のごく理解されままでのことで、その部分について意見を開陳いたしたいと思います。

魚価安定基金法案の提案理由の御説明の中を拝見いたしますと、「從来実施して参りました水産物流通調整事業につきまして所要の改善を加え、この基金の事業として制度的に確立したしたい」というものであります。」と、いうその次に、「昭和三十六年度はさしありサンマを指定する予定にしております。」という御説明でございますが、この理由からいたしますと、従来の行きがかり上、この法案の骨子をなしているものが、結局のところ、多獲性の水産物が時期的に過度の漁獲を行なわれ価格が低落いたしましました際の最終的な価格の形成は、魚肥の価格を安定させるという線にねらいを置かれているようと思われるのですがあります。その点がまず第一点として私は疑問に思つてあります。と申しますのは、漁業は、御承知のように、歴史的に見ましても、また現実的に見ましても、漁業活動の主たる目的は食料生産が目的であります。少なくとも

魚はなまの姿もしくは食品としての加工原料として流通することを目的にして漁業活動が営まれているとするならば、その価格の形成が安定する方策こそがまさに価格安定の眼目点でなければならぬ。こういうふうに感ずる必要があります。しかし、これは、現実に見ますのは、先ほども和田参考人がお話しになれば、それは局地現象として暴落が生じましたように、水産物流通を全国的な規模においてとらえていったならば、それは平均的価格であるは平均的需要の中ににおいて水産物は流通しているものである。これはまさに間違いのない現実であります。とにかく、全國的には一応の平均的価格があるが、全國的には一応の平均的価格であることは、私も關係いたしましたのでございませんが、その答申の基礎をなしました政府の諸資料によりますれば、少なくとも国民所得の成長値に照應して水産物の需要は増大していくのである。水産物の食品としての需要は國民の中にまだ大きな余地を残しております。では、なぜ、昨年の農林漁業基本問題調査会、これに私も關係いたしましたのでございませんが、その答申の基礎をなしました政府の諸資料によりますれば、少なくとも国民所得の成長値に照應して水産物の需要は増大していくのである。水産物の食品としての需要は國民の中にまだ大きな余地を残しておるということを答申しておるわけです。これは資料の示したところでありますし、本日の朝日新聞の報道等を読みましても理解できる点であります。と申しますなれば、少なくともこの

時期における実例を申し上げましたのでございませんが、その答申の基礎をなしました政府の諸資料によりますれば、少なくとも国民所得の成長値に照應して水産物の需要は増大していくのである。水産物の食品としての需要は國民の中にまだ大きな余地を残しておるということを答申しておるわけです。これは資料の示したところでもありますし、本日の朝日新聞の報道等を読みましても理解できる点であります。と申しますなれば、少なくともこの時期における実例を申し上げましたのでございませんが、その答申の基礎をなしました政府の諸資料によりますれば、少なくとも国民所得の成長値に照應して水産物の需要は増大していくのである。水産物の食品としての需要は國民の中にまだ大きな余地を残しておるということを答申しておるわけです。これは資料の示したところでもありますし、本日の朝日新聞の報道等を読みましても理解できる点であります。と申しますなれば、少なくともこの

時期における実例を申し上げましたのでございませんが、その答申の基礎をなしました政府の諸資料によりますれば、少なくとも国民所得の成長値に照應して水産物の需要は増大していくのである。水産物の食品としての需要は國民の中にまだ大きな余地を残しておるということを答申しておるわけです。これは資料の示したところでもありますし、本日の朝日新聞の報道等を読みましても理解できる点であります。と申しますなれば、少なくともこの

時期における実例を申し上げましたのでございませんが、その答申の基礎をなしました政府の諸資料によりますれば、少なくとも国民所得の成長値に照應して水産物の需要は増大していくのである。水産物の食品としての需要は國民の中にまだ大きな余地を残しておるということを答申しておるわけです。これは資料の示したところでもありますし、本日の朝日新聞の報道等を読みましても理解できる点であります。と申しますなれば、少なくともこの

定基金の点についての疑問をば申し上げておきたいのです。が、この疑問の第一点につきましては、資本金の構成の問題であります。が、これはもう他の参考人の方がお話しになりましたから詳しくは申し上げません。いずれにいたしましても、日本漁業の中で非常に高いウエーネートを占めておるもののが生産制限を行ない、この生産制限を行なつたものに対して調整金を交付しようとという考え方をお持ちになるならば、一億六千万円の運用益の場合、大体社会的通念から申しまするなれば一千万円くらいの補給金しか出せないはずであります。サンマが、このような法律の発動するようなときには、おそらく一億二、三千万貫以上の漁獲があるときだらうと思います。そうなりますと、一日調整を発動して休漁させます場合に、これに現実に平均した漁獲高だけの補償をするのには、この運用益によって何日間の生産制限が可能であるとお考えになるかどうか、こういう点につきまして私は疑問がある。

たために仲買人であるとかあるいは魚屋であるとかが漁業者と一体になつて基金に参加し得るであろうかという可能性についての若干の疑点がある。そういうふうな点を考えてみると、なかなかこの法律案は率直な気持で実は贊意を表しかねるのが私の今の気持でございます。もう少し一体の法律として十分な御検討、御審議の要があるのではないかという愚見を申し上げるにどどめておきたいと思います。次に、大旨の而各の安否等に關する

う段階で事業団が買取るのか、あるいは事業団はまた別途にそこに起つて参りました価格現象に従つた形で相場をつけるのかということがよくわからないといふことがあります。それから、買入れるタイミングが非常に問題であろうと思う。

もう一つ、この事業団につきまして、私どもの多年の見解と若干の食い違いを一応申し述べますと、この事業団は販売及び購買でありますから、買い入れ、さらに売りつけるというのは当然のこととございましょうが、それがあらゆる諸施設を持って運用していくといふふうなことは、漁業の現実から申しますと、もう少しゆるい形に考えた方がいいのではないか。ということは、こういうことであります。事業団は、価格が低落をいたしまする場合に、市場隔離のためにそれらの水産動植物を一時買い上げて、そうしてこの保管操作によつてある一定の価格を漁業者に保障し、さらに、その保管された水産物が流通して参りますの場合には、これは事業団の構成員である漁協系統もしくは加工業協同組合の系統を利用するという特約的方式をとることの方が多い現実的ではないか、そういう感じがいたしております。そのような場合に、その水産物を保管いたしまする冷蔵庫をなぜ事業団が持たなくともやれるのではないかと申しますが、むしろ保藏施設が不足しているのが、これから消費が拡大するであろうことは消費市場なんであります。東京、大阪等の大都市市場におきましてはある程度の保藏能力を持っております

と思われます地方小都市の場合を見ますと、この保蔵能力がきわめて低いのをございます。従いまして、今のところ、保蔵施設として國が重點的に流通対策上作るのは、產地よりもむしろ消費地である。產地の場合は、今日も系統及びそれらの関係諸団体が持つてゐる冷蔵庫と事業團が特約をいたしまするなれば、ある程度の市場隔離の操作は可能であるのではないかという感じがいたしております。さらに追いかけで申しますと、先ほど申しました消費地の保蔵施設等におきましては、これは、漁協なりあるいは加工なりといふうな協同組合の中央機関が、むろろ、產地は產地にまかして、消費地へに出張るべき時期である。そのような形において產地と消費地とが相照應して魚価安定の対策が完全になるのではないかという感じがいたしております。

ただいま申しましたような状態で、魚価安定対策に対しましては、むしろ水産物の價格の安定等に関する法律案の方が理論的にはすっきりしておる。しかし、若干の疑点なしとはしない。その点について十分なる御考究のほどをお願いして、私のこの問題に関する開陳を終わりたいと思います。

さらに、他の参考人各位があまりお触れにならなかつたので、この五つの法案の中から水産業改良助長法案についての意見をごく簡単に申し上げたいと思います。

御承知のように、現下の沿岸漁業の不況を打開することのためには、いろいろな諸方策があると思います。この社会党の提案理由の説明の中には、漁業者の自主的な再建意欲を盛り上げ、

その活動を助長する政策の確立と書かれています。しかし、この考え方は、ひとり沿岸漁業だけの問題だけではないのです。つまりまして、水産業全般を通じて漁業なり産業を近代化しようとするならば、このような意図において貫かなければなりません。なぜであります。ところが、今日の水産業の内部的な技術の発展の状況を見ますと、ある漁業に一つの漁法の革命が起こり、近代的技術が導入されると、それは、漁業資源及び漁業者各個間の競争のために、先ほど申しましたような流通上の上においてあるいは資源上の上において各種の差しさわりがある。そのためには、現実には、近代的漁法の導入を積極的に普及しようとするのをば政策的にはむしろ抑制しているのではないだろうかというふうな矛盾があるやに私どもには見られるのであります。従つて、水産業のための技術改良の現実は、小手先技術の上にとどまつております。そうして、現実に近代的技術をどんどん導入してその経営能率を促進しているのは一部の大資本に帰属する漁業たるにすぎないのであります。

政策と意図がなければならない。そういうことなしにはおそらく不可能ではないかというふうに思つております。そういう場合に一番問題になる点は、個別零細な競争を克服する手段として、技術改良助長が十分に行なわれるような仕組み、ねらい、そういうものが大切だらうかと思います。そういう場合に私はこういうふうに考えるであります。これは、私ども関係いたしました漁業制度調査会におきまする答申の場合にも、漁業者の協業システムを非常に強く推し進めて強調いたしておりますが、まず、技術改良が十分消化できるような漁業のシステム、経営のシステム、操業のシステムを作り出すことなしには、先ほど来申しましたような近代技術と資源流通との矛盾点が解消しないであります。そのような政策を一方で打ち立てながら技術改良の方式を進めまするなれば、沿岸の漁業は必ずしも手ごきの舟あるいは距岸せいぜい出かけても五海里、十海里というようないわゆる海洋の中に漁船がひしめき合う必要がなくなつて参るかと思うのであります。要するに、技術を生かして使う方策、そういう基礎の上に改良助長が行なわれることを最も好ましい形と考えております。

として何となく従来の慣習でやるもの、というふうにお考えになつておりますから、そこで研究員制度といふあうな形のものが盛り込まれてゐるようあります。しかし、これは、今日、少なくとも、都道府県に存在する試験研究機関といふあうな機関は、その行なうべき研究試験は沿岸及び中小漁民の視点に合わせた研究であることが最も現実的であるといふふうに私は考えております。従つて、それが技術改良普及と関連をする改良指導のセンターとしてでき上がるよう構成せざるを得ない。そういう意味においては試験研究機関の今日の体制を大幅に充実する必要がございましょう。そういう充実を前提として考えます限り、この改良助長法の意図は、仄聞するところによりますと厚生省水産庁で作業中であると言われます沿岸漁業等振興法の中に一括して考えるよりも、むしろ単独法としてお出しになつたこの意図の方が正しいかとも私は存じております。しかし、いずれにしましても、この助長法を現実に漁民にプラスさせようとするなれば、いろいろこの法案の中に助成率その他が書いてございますが、こういう助成率が勇敢に政策の上に取り上げられることなくしては一片の法律たるとどまつてしまふ危険性なしとしないのであります。とにかく、重ねて申し上げます。沿岸の漁民は多くの資本を持ちません。そして、また、今日の漁村の現状から見ますと、中堅労働力が年々離散をします、離村をしていく傾向を深めております。その中において沿岸の漁業を維持しようとするならば、当然人間の

労力にかかる近代的技術、機械化の五向といふものが促進されるを得ない。この点は、農業の改良助長法その他との関係から見ましても、当然これは一本の法律にしておくべきものだと存じます。

最後にもう一点申し上げますと、そういうふうなところに視点を合わせておきませんれば、社会党の法案の中にあるような生活改善普及員の問題今まであまり神経質にならなくていい。これは、現実にある生活改善普及員の制度を漁村にスムーズに適用できるように改善をする。そうしてその改善に要する費用をつぎ込んでいく。こういうことによって果たせられるのはなかろうかと思います。

以下の法案等に触れるべきかとも思いますが、与えられました十五分の時間ではるかにオーバーいたしましたので、この程度で私の意見開陳を終わります。(拍手)

○小山委員長代理 ありがとうございました。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

質疑の通告がありますので、これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 ただいま、それぞれ、意見を求めております政府提案の二法案並びに社会党提案の三法案について貴重な御意見の開陳があつたわけですが、本日は午後本会議も定例に始まるということでありまして、せつかの機会でありますから漁業政策等の問題にまで触れていろいろ貴重な御意見を承りたい、こういうふうに存じておりましたが、今申しましたような事情でありますので、簡単に数点参考人の

皆さんにお伺いをいたしたいと思いま  
す。

まず片柳参考人にお伺いしたいのですが、先ほどもお話しのとおり、今次国会では、農業関係の諸問題について、農業基本法初め関連法案等がそれと野党から出されて参りまして、今日の非常に困難な事態に處する農業の基本的な政策という問題についていろいろ論議しておるわけでありますけれども、残念ながら、漁業関係については、すでに農林漁業基本問題調査会の漁業関係の答申も出て、さらにまた漁業制度調査会の漁業制度に対する答申等も出て参りましたけれども、農業と並ぶ漁業の基本政策ということについては肩を並べることができなかつたことはまことに遺憾であると思います。もとより、これは、漁業関係については、すでに衆議院を通過しております漁業権問題、あるいはまた沿岸漁業、沖合い漁業等を中心にしてしまったこれから構造改善政策などを進めめるかというような各般の問題がありまして、なかなか政府としても苦慮しておられると思います。ただ、漁業の基本政策の立て方として、私どもは、漁業の場合には、沿岸から沖合い、さらに遠洋というふうに、漁業と違つて階層間の格差が非常に多いわけありますから、従つて、農業基本法に準ずる漁業基本法的なものを一つの大きな柱として、沿岸漁業についてはその中における冷岸漁業振興法といふのを考えるのが本筋じゃないかという意味で、すでに沿岸漁業振興法を出し、漁業基本法については今鋭意検討中であるわけであります。今日残念ながら政府の方から沿岸漁業等振興法が

まだ出されておりませんけれども、私ども承るところによりますと、農業基本法に準する基本法的な性格を沿岸漁業振興法の中に織り込めて、そうして立てる方として、やはり、農業基本法に対する対比すべき漁業基本法というものを、資本漁業から零細漁業までも含んで、そういう基本的な法案といふものを作つて、その中できわめて問題の多い沿岸漁業振興をどうしていくか、あるいは中小漁業等の沖合い漁業の問題をどうしていくか、こういうふうな問題の立て方をするのがいいのではないかというように考えますが、まず法制的な今後の漁業基本政策の段取りについて全漁連としてどう考えておられるかをお伺いしたいと思います。

農業と違いまして、ノリ等はあるいは種苗をまいてそこに生産をするわけですがございますが、概して、漁業生産といいますものは、海洋を回遊しておるところの魚族をだれがとるかという資源分配論でもございます。従つて、他の産業との格差のあることももちろんでござりますけれども、しかしながらマグロといふ限定された資源をだれがとつて自分の所得に帰属させるか、こういう問題が非常にございまして、従いまして、私どもは、漁業の基本法を論ずる場合においては、農業基本法のように横の方の他産業との均衡ももちろんこれは最終的には不均衡を直して参りたいと思っておりますが、漁業内部の格差についても、やはり沿岸の漁民が何とか生活のできるラインにおいて公正なる資源の配分ができるよう、漁業法の運用についてもそういう趣旨で制度の改革なり運営をしてもらいたい、こういうふうに考えておるのでありますて、漁業法の方も、答申が終わりましたから、次の国会には提案されることと存じますが、これは、漁業権制度なり許可漁業制度、そういうものの制度を作るだけの静態的な法制にしか過ぎませんと、その漁業法を今言つた沿岸漁業者が何とか生活水準が上がるラインといふことと結びつけて運用されませんと意味がないわけでありまして、そういうふうな政策的といいますか流動的な意味の基本法、それは今申し上げましたような他産業との均衡ももちろんでございますが、まずまず漁業内部

においての問題、これは許可漁業の運営その他問題にも強く関連する問題でございますので、そういう意味の基本法をぜひ一つ出していただきたいということを強く念願いたしております。しかし、遺憾ながらまだ提案をされぬような状況でございまして、私どもは、端的に申し上げますが、今次の場合においては、臨時国会等があり、漁業問題がまことに――他の参議院で御審議ができないようなことになつた場合においては、漁業問題がますれば、少なくともこれにはぜひお出しを願いたい。私は、農業基本問題があれだけ天下の論議になつておりながら、漁業問題がまことに――他の参議院考人も述べられましたように、ほとんどこれがなおざりにされておりますと、いうことは、基本問題調査会にわれわれが熱心に参画して答申を申し上げた点からもまさに遺憾に存するわけであります。私も全漁連といいたしましても試案等はいろいろ研究しておりますので、何か御質問であればまた別途に申し上げたいと思います。

つには、農業関係は就業人口が約千五百万近くおる、一方は百万に満たない、そういうことが、いわゆる政治家のものを取り扱う考え方の中に陰に隠して作用しておるかしれませんし、同時にまた、漁業関係団体の政治面への反映という問題について十分であるかどうかという問題も、あるいは場合によつてはあらうかと私は思う。いずれにいたしましても、そういう感じがある。今日農業の基本的な諸問題を論ずるときに漁業問題はすべてあと回しにされておるという傾向がある。あるいは、先ほど来特に漁価安定の問題を中心とした参考人の各般の意見を開きますと、高木さんあるいは和田さんの方では、直接この関係の法案に結びついておりますので、きわめて不満足ながら、最初のすべり出しとしてはこれでもと、いうことで言つておられるところですけれども、しかし、意見としては率直に内容的な問題にまで触れられて述べられましたように、きわめて政策的であり、きわめて消極的であります非常に大きな今後の飛躍的な前進から見ては問題が残つておると思う。せつかく所得倍増計画とかあるいは農林水産関係と他産業との所得均衡といふことをいながら、実際には所得格差が、水産業内においてもきわめて大きい。そういう問題の中取り上げてきた由小漁業等を中心とする漁価安定対策としての政府原案を見ると、一体これで得られるのかどうかということは疑問だらうと思う。さらにもう片柳参考人の将来的発展といふものが大きく約束されたの政府原案を見ると、一体これで得られるのかどうかといふことは疑問だらうと思う。さらにもう片柳参考人の将来自からも申されましたか、私は、

等から見た漁獲の需要量というものが大体八百四十万トン程度に達するだとうと言ひながら、実際による量として見込んでおるのは、それから百万吨、くらい下回った七百四十万トン程度のものを考えるというふうな問題のうちに、やはり、今度の価格安定の二法案のいわゆる生産調整というところに得倍増計画と関連をして矛盾を感じざるを得ないわけです。従つて、そう、う面から見て、私どもが価格安定にしておる考え方といふもの、あるいは政府が価格安定で出しておる二法案考え方といふものは、積極的な面で價格安定をはかつていくのか、あるいは消極的なコントロールによって価格安定の少しばかりの役割を果たそうとするのか、その辺のところにやはり法案の出発点としての問題があるんじやないかといふふうに感ずるわけです。

があるのです。同時に、今の農民は購買力があるのです。生産過剰といふ現象は、資本主義では生産が過剰になつて、購買力がないから、恐慌に陥るというふうなことになるのです。漁業の場合には生産過剰じゃない。ただ、それを普通的に配給するのに今のところ施策がないから、それで一時の生産過剰になるのだということは皆さんの御意見で非常によくわかつておると思います。なお、生産過剰の原因として、地域的、一時的のはかに、魚類としての鮮度を落としてはならないという魚自体から来る制約もあるのだ、私はこう考えております。そこで、結局、結論としてどういうことになるかというと、どうしてこの一時にれた魚を平均して一年一ぱい山村・農村あたりのすみのすみまで食せんに上せることができるとかいうことが解決すれば、今のこの法案などほんとうは用がないのだと私は実は考へているものなんです。こんなものは一時のこうやく張りであって、今の施策がきちっと立ちさえすれば自然に不用に属する法案だと考えておったのですが、きょう皆さん繩達堪能の方々の御意見を拝聴いたしまして、自分の平素考へておったことが間違いかなかつたということに非常に自信を得たようなわけなんです。

そこで、問題は、そういうふうにはつきりしてることをなぜ一体政府がずっと前からこれを施策しなかつたかということに問題が帰着するわけで、これは全く政治の貧困に帰着すると私は考へていいと思うのです。そこで、それならば、一体、漁民諸君の団体、あるいはきょうの宮城先生あるいは岡本先生のようなりつぱな方々が、こういうこと

に対して、政府に勧策なさったことありますか。それと同時に、また、それが対して、予算関係は別として、いろいろな具体的案があるのだから、これを実行に移せば、今の食改善の上から考ふるましても、漁業本来の目的を達成するとからきわめて妥当な施策になるのだ、こういうような案をお立てになられて政府に要求なされたことがおありになりますか。また、漁業団体の方から、こういうふうにやると国民全体も幸福になれるのか、かつ漁民その他立場々々の方々から幸福になれるのだ、こういう案をお立てになられて、団体の方々から上申なさいて強く要請なされたことがあるかどうか。もしそういうことがあったとすれば、そしてそういう案がおありになるとすれば、もしお持ちになっておいでございましたら一部ちょうだいいたしたい。また、そういう参考資料があれば、それを参考にしてわれわれはがここにあるのだと立場から一つの案を立ててみたい、こう考えますので、一つその資料の点についてお教えを仰ぎたい、こう思うであります。

○岡本参考人 公に意見を具申したかというふうなお尋ねが最初にございましたので、それについてお答えいたしました。

実は、私、研究者でござりますから、そういうよろづや意味での手続で率直なものはございません。しかし、従来から、日本水産会及び全漁連との他いろいろな水産団体の方々と会合する機会がございましたときには、プライベートでござりますけれども、外國の事情を言えばこうこうだ、これを

つ取り上げたらどうですかといふ意味で意見の交換をすることがあります。まことにありますし、また、水産庁の方々ともあります。それから、資料でございますが、へとまとまりまして大体そういうようなことをやつておりますものに水産研究会というものがござります。先ほど私しましたエーデンの魚価対策はこうだというようなことも、水産研究会で照会してもらいました。流通問題につきましては、私二十七、八年ごろから水産庁の予算で調査をしておりました。ただいましたが、三年で打ち切りとなりました。これからといふときに打ち切らなければ、結論的なものは出ませんが、たとえば小売業につきましてはこういうようなことが問題になつて、これは東京都内にございましが、産地市場の問題へ入りかけて、それで時期がなくなつて終わつたわけになります。ごく少數でござりますけれども関係者の間で常に問題にはござります。ごく少數でござりますけれども、私の知つてゐる限りでは割合でございませんが、その他の間にござります。資料その他についておるのでござります。ただ、それを公に政治的な意味で何かやつたかといふことは、先ほど申しました水産研究会に御照会なさいましたならば、かなりのものが集まるここと思います。

○片柳参考人 全漁連では今日まで政府その他にもいろいろ陳情しておりますので、さようなことは取りまとめして別途お手元に届けたいと思います。従つて、冷蔵庫その他

の問題、あるいは漁かす等の政府買入れの問題等もいろいろ今日まで陳情

等もいたしました。特に、お話しの方  
通問題では、私どもは、たとえば長島  
県なり山梨県等に入る魚は中央市場  
を通じてそれからまた分散していくこと  
うような経路が從来の経緯でございま  
すが、あい、うような海のない県ある  
いは東北の農山村地帯につきまして  
は、御承知のよくな従来の塩サケあれ  
ば、これを塩蔵等いたしまして、冬  
は、ニシン等がもう入って参りませ  
ので、今問題になつていろいろと  
うなサンマあるいはサバ等につきま  
しては、これも塩蔵等いたしまして、冬  
県の農協とタイアップして農村に配給  
して参りたいということも現に計画を  
しております。私の方では産地市場の  
調査も大体了しておりますし、たゞ  
えば長野県の農協連のごときは、すでに  
にもう各単協が相当の冷蔵庫を持って  
おりまして、経済連が間に入つて今まで  
で鮮魚を入れておるという例もござ  
りますし、特に東北の三陸のサンマ等  
を秋田、山形等の農山村地帯に入れるこ  
とは、これはうまく提携ができますわ  
ば、そう困難なことではないと思うので  
あります。また、市場側でも、中央市場  
でなくたとえば長野だとか甲府等の  
ああいう消費地の市場側からも、中央  
市場を経由せずして直接生産者団体と  
取引をいたしたいという要望も出でてお  
ります。この辺は市場制度調査会で  
問題になつた点でありまして、また、  
各参考人の御指摘のように、ある時期  
的には生産過剰のようであつても、今  
体的にはまだ需要があるわけでありま  
すので、そういうような冷蔵加工ある  
いは直接農協との提携等によりま  
で、あまりにもひどい漁村の魚が何と  
か一つ出ますように努力してみたいと  
考えております。

ござりますので、あとでお届けいたし  
たいと思います。

○森田委員 ありがとうございます

漁業基本法、沿岸漁業振興法等の原  
稿等も若干拝見したのですが、どうも  
私納得しません。沿岸漁民をおかに  
上げるというようなことまで書かれて  
おるので、われわれは、逆なので、  
伝統があるので、だら海の者は海へとい  
う考え方なんです。それで、今の案な  
どについても、私は青森県ですが、消  
費地であるとともに生産県でもあるの  
で、いかなどではないと参っておりま  
して、万やむを得ないときにはこの案  
も仕方がないだろうという御意見、私  
も同感であります。が、今の農村におけ  
る協同組合と連携をとると運搬など非  
常に簡単にできるのではないか。特殊  
な団体等をこしらえて新たにそれが運  
搬施設等を持つということはおかしな  
ことで、むしろ消費地は遠く離れた農  
村ですし、そこには農協で全部トラッ  
クを持っておるのです。サンマなど一  
時にたくさんとれたときには、そこへ  
全部トラックを集中して農村に持つて  
帰ればめんどうでないじやないかとい  
うことも考えておるので、非常に参考  
になりました。ありがとうございました

た。

○小山委員長代理 これにて参考人各  
位に対する質疑は終了いたしました。  
なお、この際一言ごあいさつを申し  
上げます。参考人各位には、御多用中  
にもかかわらず本委員会に御出席いたし  
ます。

いずれあとで資料をちょうだいに上  
がりますから、よろしくお願ひいたし  
ます。

For more information about the study, please contact Dr. Michael J. Koenig at (314) 747-2140 or via email at [koenig@dfci.harvard.edu](mailto:koenig@dfci.harvard.edu).

だきまして、貴重な御意見をお述べいたまことにあります。どうございました。厚くお礼を申し上げます。

二時まで暫時休憩いたします。

午後一時十四分休憩

○坂田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内海安吉君外四名提出、自作農維持創設資金通法の一部を改正する法律案を議題として、提出者に提案理由の説明を求めます。内海安吉君。

3 昭和三十六年度に限り、この法律により北海道の区域内の農業者に対し資金を貸し付ける場合における第三条の規定の適用については、同条中「二十年以内」とあるのは、「二十五年以内」と、「三年以内」とあるのは「五年以内」とする。

附則に次の一項を加える。  
自作農維持創設資金通法の一部を改正する法律案  
自作農維持創設資金通法の一部を改正する法律  
自作農維持創設資金通法（昭和三十年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

3 昭和三十六年度に限り、この法律により北海道の区域内の農業者に対し資金を貸し付ける場合における第三条の規定の適用については、同条中「二十年以内」とあるのは、「二十五年以内」と、「三年以内」とあるのは「五年以内」とする。

附則に次の一項を加える。

内海安吉君外四名提出、自作農維持創設資金通法の一部を改正する法律案を議題として、提出者に提案理由の説明を求めます。内海安吉君。

○内海（安）議員 ただいま議題となりました自作農維持創設資金通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

自作農維持創設資金通法は、農地改革の成果を保持するため、金融面を通じて自作農の転落防止、農業経営の安定向上をはかることを目的として昭和三十年に制定せられ、自來、農業者に対し、農林漁業金融公庫を通じ、利率年五分、償還期間二十年以内とあるが、現在三十年以内とあるのを五年以内と、昭和三十六年度に限り、北海道の農業者に対しましては、この法律に改訂する必要があることがしばしば指摘せられたのであります。

また、去る三月三十日、農林漁業金融公庫法の一部改正案を可決いたしました際におきまして、委員会が自作農維持創設資金の貸付条件の改訂について全会一致の決議をいたしましたのも、さきに述べました趣旨によるものと信ずるのであります。

従いまして、自作農維持創設資金通法に対しましては、現下の農政をめぐる諸情勢に適合し得るよう早急に改正を加へべきものと考えますが、この際は、諸般の都合により、從来からの懸念事項となつておりまする貸付限度額の引き上げについては、とりえず農

融資ワクは増額され、昭和三十五年度までに維持資金三百六十一億円、取得資金百十一億円、相続資金三億円が融通され、農業経営の安定向上のため、特に災害を受けた自作農の経営と家計をその破綻から救済する上において大きな役割を果たして参つてゐるのであります。

しかしながら、一面におきましては、現行制度の内容と運営の状況を検討いたしましたならば、貸付ワクが少ないとか、融資手続が繁雑であるとか、経営不振農家が融資対象から除外されることはいなめないところであります。

昭和三十六年度に限り、北海道の農業者に自作農維持創設資金を貸し付ける場合にその貸付条件

この際最小限度緩和することが必要であると認め、ここに本案を提出することにした次第であります。

以下本案の内容について申し上げますと、昭和三十六年度に限り、北海道の農業者に対しましては、この法律により貸し付けられる資金については、より貸し付けられる資金については、その償還期間が現行二十年以内とのを二十五年以内に、また、掲置期間が現行三年以内とあるのを五年以内と、それぞれ延長して、貸付条件の緩和をはかることといたしております。

なお、三十六年度の貸付資金に限定しまして理由は、次の機会に本制度の抜本的改正が行なわれるであろうことを含んでの措置であることは申し上げるまでもないところであります。

以上が本案を提出した理由及びその内容であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決下さるよう御願ひ申し上げまして、提案の理由といたします。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に貸し付けた貸付金については、この法律の施行後の利率についてはこの法律によると改正後の自作農維持創設資金

融通法第三条第二項の規定を適用するものとし、その他の貸付条件についてはなお従前の例によるものとする。

3 この法律は、公布の日から施行する。

4 この法律は、公布の日から施行する。

5 この法律は、公布の日から施行する。

6 この法律は、公布の日から施行する。

7 この法律は、公布の日から施行する。

8 この法律は、公布の日から施行する。

9 この法律は、公布の日から施行する。

10 この法律は、公布の日から施行する。

11 この法律は、公布の日から施行する。

12 この法律は、公布の日から施行する。

13 この法律は、公布の日から施行する。

14 この法律は、公布の日から施行する。

15 この法律は、公布の日から施行する。

16 この法律は、公布の日から施行する。

17 この法律は、公布の日から施行する。

18 この法律は、公布の日から施行する。

19 この法律は、公布の日から施行する。

20 この法律は、公布の日から施行する。

21 この法律は、公布の日から施行する。

22 この法律は、公布の日から施行する。

23 この法律は、公布の日から施行する。

24 この法律は、公布の日から施行する。

25 この法律は、公布の日から施行する。

26 この法律は、公布の日から施行する。

27 この法律は、公布の日から施行する。

28 この法律は、公布の日から施行する。

29 この法律は、公布の日から施行する。

30 この法律は、公布の日から施行する。

31 この法律は、公布の日から施行する。

32 この法律は、公布の日から施行する。

33 この法律は、公布の日から施行する。

34 この法律は、公布の日から施行する。

35 この法律は、公布の日から施行する。

36 この法律は、公布の日から施行する。

37 この法律は、公布の日から施行する。

38 この法律は、公布の日から施行する。

39 この法律は、公布の日から施行する。

40 この法律は、公布の日から施行する。

41 この法律は、公布の日から施行する。

42 この法律は、公布の日から施行する。

43 この法律は、公布の日から施行する。

44 この法律は、公布の日から施行する。

45 この法律は、公布の日から施行する。

46 この法律は、公布の日から施行する。

47 この法律は、公布の日から施行する。

48 この法律は、公布の日から施行する。

49 この法律は、公布の日から施行する。

50 この法律は、公布の日から施行する。

51 この法律は、公布の日から施行する。

52 この法律は、公布の日から施行する。

53 この法律は、公布の日から施行する。

54 この法律は、公布の日から施行する。

55 この法律は、公布の日から施行する。

56 この法律は、公布の日から施行する。

57 この法律は、公布の日から施行する。

58 この法律は、公布の日から施行する。

59 この法律は、公布の日から施行する。

60 この法律は、公布の日から施行する。

61 この法律は、公布の日から施行する。

62 この法律は、公布の日から施行する。

63 この法律は、公布の日から施行する。

64 この法律は、公布の日から施行する。

65 この法律は、公布の日から施行する。

66 この法律は、公布の日から施行する。

67 この法律は、公布の日から施行する。

68 この法律は、公布の日から施行する。

69 この法律は、公布の日から施行する。

70 この法律は、公布の日から施行する。

71 この法律は、公布の日から施行する。

72 この法律は、公布の日から施行する。

73 この法律は、公布の日から施行する。

74 この法律は、公布の日から施行する。

75 この法律は、公布の日から施行する。

76 この法律は、公布の日から施行する。

77 この法律は、公布の日から施行する。

78 この法律は、公布の日から施行する。

79 この法律は、公布の日から施行する。

80 この法律は、公布の日から施行する。

81 この法律は、公布の日から施行する。

82 この法律は、公布の日から施行する。

83 この法律は、公布の日から施行する。

84 この法律は、公布の日から施行する。

85 この法律は、公布の日から施行する。

86 この法律は、公布の日から施行する。

87 この法律は、公布の日から施行する。

88 この法律は、公布の日から施行する。

89 この法律は、公布の日から施行する。

90 この法律は、公布の日から施行する。

91 この法律は、公布の日から施行する。

92 この法律は、公布の日から施行する。

93 この法律は、公布の日から施行する。

94 この法律は、公布の日から施行する。

95 この法律は、公布の日から施行する。

96 この法律は、公布の日から施行する。

97 この法律は、公布の日から施行する。

98 この法律は、公布の日から施行する。

99 この法律は、公布の日から施行する。

100 この法律は、公布の日から施行する。

101 この法律は、公布の日から施行する。

102 この法律は、公布の日から施行する。

103 この法律は、公布の日から施行する。

104 この法律は、公布の日から施行する。

105 この法律は、公布の日から施行する。

106 この法律は、公布の日から施行する。

107 この法律は、公布の日から施行する。

108 この法律は、公布の日から施行する。

109 この法律は、公布の日から施行する。

110 この法律は、公布の日から施行する。

111 この法律は、公布の日から施行する。

112 この法律は、公布の日から施行する。

113 この法律は、公布の日から施行する。

114 この法律は、公布の日から施行する。

115 この法律は、公布の日から施行する。

116 この法律は、公布の日から施行する。

117 この法律は、公布の日から施行する。

118 この法律は、公布の日から施行する。

119 この法律は、公布の日から施行する。

120 この法律は、公布の日から施行する。

121 この法律は、公布の日から施行する。

122 この法律は、公布の日から施行する。

123 この法律は、公布の日から施行する。

124 この法律は、公布の日から施行する。

125 この法律は、公布の日から施行する。

126 この法律は、公布の日から施行する。

127 この法律は、公布の日から施行する。

128 この法律は、公布の日から施行する。

129 この法律は、公布の日から施行する。

130 この法律は、公布の日から施行する。

131 この法律は、公布の日から施行する。

132 この法律は、公布の日から施行する。

133 この法律は、公布の日から施行する。

134 この法律は、公布の日から施行する。

135 この法律は、公布の日から施行する。

136 この法律は、公布の日から施行する。

137 この法律は、公布の日から施行する。

138 この法律は、公布の日から施行する。

139 この法律は、公布の日から施行する。

140 この法律は、公布の日から施行する。

141 この法律は、公布の日から施行する。

142 この法律は、公布の日から施行する。

143 この法律は、公布の日から施行する。

144 この法律は、公布の日から施行する。

145 この法律は、公布の日から施行する。

146 この法律は、公布の日から施行する。

147 この法律は、公布の日から施行する。

148 この法律は、公布の日から施行する。

149 この法律は、公布の日から施行する。

150 この法律は、公布の日から施行する。

151 この法律は、公布の日から施行する。

152 この法律は、公布の日から施行する。

153 この法律は、公布の日から施行する。

154 この法律は、公布の日から施行する。

155 この法律は、公布の日から施行する。

156 この法律は、公布の日から施行する。

157 この法律は、公布の日から施行する。

158 この法律は、公布の日から施行する。

159 この法律は、公布の日から施行する。

160 この法律は、公布の日から施行する。

161 この法律は、公布の日から施行する。

162 この法律は、公布の日から施行する。

163 この法律は、公布の日から施行する。

164 この法律は、公布の日から施行する。

165 この法律は、公布の日から施行する。

166 この法律は、公布の日から施行する。

167 この法律は、公布の日から施行する。

168 この法律は、公布の日から施行する。

169 この法律は、公布の日から施行する。

170 この法律は、公布の日から施行する。

171 この法律は、公布の日から施行する。

172 この法律は、公布の日から施行する。

173 この法律は、公布の日から施行する。

174 この法律は、公布の日から施行する。

175 この法律は、公布の日から施行する。

176 この法律は、公布の日から施行する。

177 この法律は、公布の日から施行する。

178 この法律は、公布の日から施行する。

179 この法律は、公布の日から施行する。

180 この法律は、公布の日から施行する。

181 この法律は、公布の日から施行する。

182 この法律は、公布の日から施行する。

183 この法律は、公布の日から施行する。

184 この法律は、公布の日から施行する。

185 この法律は、公布の日から施行する。

186 この法律は、公布の日から施行する。

187 この法律は、公布の日から施行する。

188 この法律は、公布の日から施行する。

189 この法律は、公布の日から施行する。

190 この法律は、公布の日から施行する。

191 この法律は、公布の日から施行する。

192 この法律は、公布の日から施行する。

193 この法律は、公布の日から施行する。

194 この法律は、公布の日から施行する。



員又ハ取締役其ノ法人ノ無限責任社  
スル役員トシテ在任シタル者  
(命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)  
又ハ同項ノ規定ニ依リ同項第四  
号ノ解任ノ命令ヲ受ケタル法人  
ノ当該命令ニ依リ解任セラルベ  
キモノトセラレタル者ニシテ此  
等ノ処分ノ日ヨリ三年ヲ経過セ  
ザルモノ

第十条ノ五の次に次の一条を加え  
る。

第十条ノ五ノ二 第十条ノ許可ニハ  
条件ヲ附スルコトヲ得  
前項ノ条件ハ中央卸売市場ニ於ル  
卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営  
ヲ確保スル為必要ニシテ最少限度  
ノモノニ限ルモノトシ且当該卸売  
ノ業務ヲ為ス者ニ不当ナル義務ヲ  
課スルモノナルコトヲ得ズ

第十条ノ六第一項中「又ヘ第四号」  
を「第四号又ヘ第五号」に改める。

第十四条中「羅壳」の下に「又ハ入  
札」を加え、「業務規程ノ定ムル特別  
ノ事情アル場合」を「災害ノ發生其ノ  
他命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ  
以テ定ムル特別ノ事情アル場合及第  
一条第一項ニ掲タル物品ニシテ政令  
ヲ以テ定ムルモノ（以下特定物品ト  
謂フ）又ハ同条第三項ニ規定スル其  
ノ他ノ日用品ニ付命令ノ定ムル所ニ  
依リ業務規程ヲ以テ定ムル他ノ方法  
ニ依ル場合」に改め、同条に次の二  
項を加える。

中央卸売市場ノ開設者ヘ特定物品  
ノ売買ニ付前項但書ノ規定ニ依リ  
同項本文ニ規定スル方法及同項但  
書ニ規定スル他ノ方法ノ双方ニ依  
ル旨又ハ同項但書ニ規定スル

他ノ方法ノ一以上ニ依ルベキ旨ヲ  
業務規程ヲ以テ定ムル場合ニハ併  
セテ命令ノ定ムル所ニ依リ業務規  
程ヲ以テ方法ヲ異ニスル売買毎ニ  
売買カ為サル場合又ハ時間ガ区  
分セラルコトトナルベキ措置ヲ  
定ムルコトヲ要ス

中央卸売市場ノ開設者ハ特定物品  
ノ売買ニ付第一項但書ノ規定ニ依  
リ同項但書ニ規定スル他ノ方法ニ  
依ルベキ旨ヲ業務規程ヲ以テ定ム  
ル場合ニハ併セテ命令ノ定ムル所  
ニ依リ業務規程ヲ以テ特定物品ノ  
種類毎ニ當該方法ニ依ル売買ノ場  
合ニ使用セラルル當該特定物品ノ  
品位ヲ表ス取引上ノ呼称並ニ其ノ  
品位ノ格付ニ関スル基準及実施方  
法ヲ定ムルコトヲ要ス

第十四条の次に次の二条を加え  
る。

第十四条ノ二 第十条ノ規定ニ依リ  
卸売ノ業務ヲ為ス者ハ当該卸売  
業務及之ニ附帯スル業務以外ノ業  
務（以下本条ニ於テ兼業業務ト謂  
フ）ヲ営ママトスルトキハ命令ノ  
定ムル所ニ依リ其ノ兼業業務ニ関  
スル事業計画ヲ添附シ其ノ旨ヲ農  
林大臣ニ届出ヅベシ其ノ兼業業務  
ヲ追加セムトスルトキ亦同ジ  
前項ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル  
者ハ其ノ届出ヲ為シタル事項ヲ変  
更セムトスルトキハ命令ノ定ム  
所ニ依リ其ノ変更ニ係ル事項ヲ農  
林大臣ニ届出ヅベシ

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル  
者ハ其ノ兼業業務ノ全部ヲ廢止  
シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ農  
林大臣ニ届出ヅベシ

第十五条ノ二第一項中「之ニ基キ

此ノ場合ニ於テ同項第四号ノ処分ニ付テハ第十条ノ八中「相手方」トアルハ「相手方及當該処分ニ於テ解任セラルベキモノトセラルル者」ト、「其ノ者」トアルハ「此等ノ者」ト読ミ替フルモノトス  
第二十三條の次に次の二条を加え  
る。  
第二十三條ノ二 農林大臣ハ指定区域ノ周辺ノ地域ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ於テ当該指定区域ニ係ル中央卸売市場ノ取扱品目ニ係ル物品ノ卸売ヲ為ス為開設セラル市場ニシテ其ノ施設ガ命令ヲ以テ定ムル基準ヲ超ニルモノ(以下本条ニ於テ周辺地市場ト謂乙ニ)於ル業務ガ當該物品ノ流通ニ付當該中央卸売市場ニ於ル業務ト密接ニ関連スル場合ニ於テ当該中央卸売市場ニ於ル業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ当該周辺地市場ノ開設者又ハ当該周辺地市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ施設又ハ業務ノ方法ニ関連ニ當該物品ノ円滑ナル流通ヲ図ル為必要ナル改善措置ヲ採ルベキ旨ノ勧告ヲ為スコトヲ得  
第二十三條ノ三 農林省ニ中央卸売市場審議会(以下審議会ト謂フ)ヲ置ク  
審議会ハ本法ニ依リ其ノ権限ニ属セシメラレタル事項ヲ處理スルノ外農林大臣ノ諮問ニ応ジ本法ノ施行ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス審議会ハ前項ニ規定スル事項ニ關シ農林大臣ニ意見ヲ述ブルコトヲ

審議会ハ委員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
委員ハ第二項ニ規定スル事項三回シ  
シ学識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ選  
林大臣之ヲ任命ス  
本法ニ定ムルモノノ外審議会ノ組織及運営ニ關シ必要ナル事項ハ政  
令ヲ以テ之ヲ定ム  
第二十五条第二号中「第十七条第一  
二項」を「第十七条第三項」に改め、  
同条中第五号を第七号とし、第四号  
を第六号とし、第三号中「第十八各  
第一項第三号」の下に「又ハ第四号  
を加え、同号を同条第五号とし、同  
条第二号の次に次の二号を加える。  
三 第十四条ノ二第一項又ハ第二  
項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズマ  
ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者  
四 第十七条第二項ノ規定ニ依ル  
命令ニ違反シタル者  
第二十六条中第二号を第三号と  
し、第一号を第二号とし、第一号と  
して次の一号を加える。  
一 第十四条ノ二第三項ノ規定ニ  
依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届  
出ヲ為シタル者



家畜取引を行なつてはならない。

ただし、都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による場所の指定は、当該家畜市場の業務の健全な運営を確保するために必要な最少限度のものにつき、しなければならない。

3 第一項の規定による場所の指定は、告示をもつてしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の告示をするときは、あわせて、当該家畜市場の開場日及び取り扱う家畜の種類を告示しなければならない。

第二十八条中「前条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。  
第三十三条第四号中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改め、第三十五条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十八条の二の規定による業務の停止命令に違反した者

三 第二十七条の二第一項の規定に違反した者

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の第十九条第一項の規定によつてした市場再編整備地域の指定は、改正後の同項の規定によつてしたものとみなす。

理由  
家畜取引法の施行後の状況にかん

がみ、家畜市場の再編整備に関する制度を合理化し、家畜市場における

家畜取引に関する規制を実情に即して改善するとともに、家畜市場の一

定の周辺地域につき家畜の場外取引を制限する措置を講じて家畜市場の業務の健全な運営に資する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

家畜商法の一部を改正する法律案  
家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の一部を次のように改正す

る。

第一条中「免許制度を実施する」とにより「免許、營業保証金の供託等の制度を実施して、その業務の健全な運営を図り、もつて」に改め

る。

第二条中「次条の規定による免許」

を「次条第一項中「省令」を「農林省令」に改め、同条第二項を次のように改める。

第三条第一項中「省令」を「農林省令」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の免許は、次の各号の一に該当する者でなければ、与えないと

い。

一 農林大臣が指定する者が行なうか又は都道府県知事が行なう

家畜の取引の業務に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者

二 前号に該当する者以外の者であつて、その家畜の取引の業務に限る。（農林省令で定める業務に限る。以下同じ。）に従事する使用者

人その他の従業者として同号に該当する者を置くもの

第四条中「左の各号」を「前条第二項各号の一に該当する者であつても、次の各号」に、「前条の免許」を「前条第一項の免許」に改め、同条に

「前条第一項の免許」に改め、同条に次の二号を加える。

四 家畜の取引の業務を行なう事業所を二以上設ける者であつて、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該

業務に従事する者のすべてが前条第二項第一号に該当する者であつて、その事業所に属する当該

業務に従事する者であつて、その事業所に属する当該

には、その講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならない。

第六条第一項中「第三条の免許」を

「第三条第一項の免許」に改め、同条に次の二項を加える。

2 家畜商は、第三条第二項第一号

に該当する者以外の者を当該家畜商の家畜の取引の業務に従事させ

てはならない。

第十条の次に次の六条を加える。

（營業保証金の供託）

第十条の二 家畜商は、營業保証金を住所のものより供託所に供託しなければならない。

第七条第一項中「第四号若しくは第五号に該当することとなつたと

四条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当することとなつたとき（同項第一号に該当する

二号を第四号とし、第一号を第二号ととなつた場合を除く。）に改め、

四条第一項中「左の各号」を「次の各号」に、「業務」を「事業」に改め、第四号若しくは第五号に該当することとなつたとき（同項第一号に該当する

二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加え

る。

三 第十一条の二の規定に違反して、帳簿を備え付けず、又は必

要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

第七条第二項に第一号として次の一号を加える。

一 第十条第二項若しくは第三

項、第十条の二第三項又は第十

条の五第一項の規定に違反した

とき。

第八条中「第三条の免許」を「第三

項第一項の免許」に、「業務」を「事

業」に改める。

第九条中「免許の申請」の下に、「

第三条第二項第一号の講習会の実施

方法」を加え、「まつ消」を「消除」に改める。

第十条中「業務」を「事業」に改め、同条に次の二項を加える。

2 家畜商は、第三条第二項第一号に該当する者以外の者を当該家畜商の家畜の取引の業務に従事させ

てはならない。

第十条の次に次の六条を加える。

（營業保証金の額等）

第十条の三 前条第一項の營業保証金の額は、その家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の数に応じ一人である場合には二万円、一人をこえる場合には一万円にそのこ

える数に相当する数を乗じて得た額を二万円に加えて得た額とす

る。

2 前項の營業保証金は、農林省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券又は農林省令で定めるその他の有価証券をもつてこれに充てることができる。







第三十四条第一項の表中

飼料需給安定審議会

飼料需給安定法による  
重要事項

を

中央金庫ノ業務及財産ノ状況ヲ検査  
セシムルコトヲ得

2

この法律の施行に伴う農林中央金庫  
ノ業務ノ運営又ハ財産ノ管理ノ適

実情において、中央卸売市場を初め、  
広く生鮮食料品の卸売市場についての  
対策を確立する必要が痛感され、一昨  
年三月、臨時生鮮食料品卸売市場対策  
調査会設置法が制定されたのであります。  
同法に基づいて設置された臨時生

1

3

たるため、政府は、中央卸売市場法に  
基づき、中央卸売市場の育成及び指導  
監督に鋭意力を尽して参りました

「家畜改良増殖審議会

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）によりその権限に属  
せしめられた事項を行なうこと。

に改める。

第三十一条及び第三十二条を次の  
よう改める。

2

この法律の施行に伴う農林中央金庫  
ノ業務ノ運営又ハ財産ノ管理ノ適

実情において、中央卸売市場を初め、  
広く生鮮食料品の卸売市場についての  
対策を確立する必要が痛感され、一昨  
年三月、臨時生鮮食料品卸売市場対策  
調査会設置法が制定されたのであります。  
同法に基づいて設置された臨時生

1

3

たるため、政府は、中央卸売市場法に  
基づき、中央卸売市場の育成及び指導  
監督に鋭意力を尽して参りました

理由

家畜の改良増殖を計画的かつ効率的に行ない、農業経営の改善に資するため、家畜の改良増殖に関する目標を明らかにし、これを計画的に達成するための措置を定め、これに連して家畜登録事業の公正な運営を確保するために必要な規制措置を講じ、種畜及び家畜人工授精に関する規定を整備するとともに、農林省に審議会設置会を設置して家畜の改良増殖に関する重要な事項を調査審議させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

副理事長及理事ハ理事長之ヲ任命ス

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ四箇年トス

第十一條の次に次の二条を加え

第十一條ノ二 理事長、副理事長、

理事及監事ハ他ノ報酬アル職務又ハ營業ニ從事スルコトヲ得ズ

第十二條を次のように改める。

第十二条 農林中央金庫ニ審議委員十人以内ヲ置ク

審議委員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ

業務ノ運営ニ関スル重要ナル事項ニ就キ理事長ノ諮問ニ応ズルモノトス

審議委員ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ

定款ノ定ムル所ニ依リ理事長之ヲ委嘱ス

第十三条 第二十四條第一項及

七条第一項又ハ

同号を同

条第四号とし、同号の次に次の二号

二号とし、第四号を第三号とし、第五号中「第十七条第一項及

七条第一項又ハ

同号を同

条第四号とし、同号の次に次の二号

五号

第三十一条又ハ第三十二条ノ

規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ反

シタルトキ

第三十五条の前に次の二条を加え

第十三条 第二十八条ノ規定ニ依

「農林大臣」に改める。

第二十八条及び第二十九条を次の

ように改める。

第二十九条 主務大臣必要アリト認

ムル所ニ依リ出資者總会ニ於テ之

ヲ選任ス

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

し必要な勧告をすることができることとし、さらに、右の計画に基づいて必要な助成措置を講ずることいたしております。

第二に、中央卸売市場における卸売業務の適正かつ健全な運営を確保するための規定の整備強化であります。

その一は、卸売業者の兼業の届出についての規定の新設であります。中央卸売市場の卸売業者の性格にかんがみまして、卸売業者が卸売業務以外の業務を営む場合におきましては、そのことにより本来の業務の適正かつ健全な運営に支障を生ずることのないよう監督に万全を期する必要がありますので、卸売業者が兼業を営もうとするときは事前にこれを届け出ることといたしましたのであります。

次に、現在中央卸売市場の卸売業者との間ににおける合併、営業の譲り受け等の間ににおける合併、営業の譲り受け等の間ににおける合併及び場の卸売業者との間ににおける合併及び除外規定が設けられておりますが、これを中央卸売市場の卸売業者と類似市取引に資することとしております。

このほか、新たに、卸売業務の許可に際し附帯条件を付しうることとすることで、及び卸売業者に対し必要により業務等に関する改善指揮命令を発し得ることとする等、監督規定を整備するとともに、売買方法に関する規定の改善をはかっております。

第三は、中央卸売市場指定区域の周辺地域の卸売市場に対する改善措置に関する規定であります。最近における生鮮食料品の流通範囲の拡大の傾向にかんがみ、中央卸売市場指定区

域の周辺の一一定地域の卸売市場につきましても、その業務が中央卸売市場の業務と密接に関連するものにつきまし

ては、必要に応じ、これら周辺地域の卸売市場の開設者または卸売業者に対する改進措置をとるべき旨の勧告を行なうこととしたが、なほ近現代化・合理化を要する問題が数多くあります。今後飛躍的な畜産の発展及び国民食生活の格段の向上を期する上におきまして、家畜の取引市場を通じての生鮮食料品の流通の適正円滑化に資することとしたのであります。

第四は、中央卸売市場審議会の設置であります。先に述べました中央卸売市場の開設及び整備に関する計画の樹立、これに基づく勧告等、中央卸売市

場法の施行に関する重要事項を調査審議する機関として、農林省に中央卸売市場審議会を設置し、学識経験者の意見を十分取り入れて同法の的確な運用を期すこととしております。

以上がこの法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

説明いたします。

近年、国民生活水準の向上に伴い、畜産物に対する需要の増大は著しいものがあり、かつ、農業経営の改善向上のため家畜・家禽の飼養增加の要請も強いものがありまして、これらに対応するため家畜・家禽の飼養頭数も著しく増加し、昭和三十五年二月現在では、戦前牛では一倍半、乳牛では四倍半、豚では二倍半に達しております。しかしながら、農業の最も成長し得る部門としてその

発展を期待されておりますことは御承知の通りであります。

しかしながら、家畜の取引過程につきましては、逐次改善を見つかります。また、その施設または業務方法に関する必要な改進措置をとるべき旨の勧告を行なうこととし、中央卸売

市場を通じての生鮮食料品の流通の適正円滑化に資することとしたのであります。政府におきましても、二、三年来家畜取引の改進対策に関する関係学識経験者等の意見を取り入れつつ総合的に検討を加えて参りましたが、家畜商の地位の向上、家畜市場の整備確立、生産者団体の共同事業の推進及び家畜の取引資金の融通の円滑化、食肉市場の整備等の措置を講ずることが必要であるとの一応の結論に達するに至りましたので、家畜取引の実情に即しつつ積極的にその改進のための方策を講ずることとし、他の関連する諸措置を講ずることといたしますとともに、今後畜産の取引資金の融通の円滑化、食肉市場の整備等の措置を講ずることといたしましたのであります。

次に、家畜取引法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

改正の主要点は三点であります。まず第一に、家畜市場の再編整備につきまして、その対象を产地における家畜市場のみから集散地における家畜市場にも広げまして、この対象を地域家畜市場といしますとともに、都道府県知事が、特に整備が必要と認める地域の家畜市場の開設者に対しまして、再編整備を行なうべき旨の勧告をすることができるようになりますとともに、都道府県知事が、特に整備が必要と認める地域の家畜市場の開設者に対しまして、再編整備を行なうべき旨の勧告をすることが可能になります。

第二といたしまして、家畜市場における家畜の売買方法について、従来のせり売り、入札を原則とするとともに、市場設備の整備状況に即応しまして公開的または競争的方法で価格形成の適正を期し得る限り他の取引方法を認める場合を拡充し、かつ、この場合には一定の条件を付することができます。また、この法律の規定に違反して家畜市場における売買を行なった家畜取引業者に対する処罰を行なうことといたします。

政府におきましても、二、三年来家畜取引の改進対策に関する関係学識経験者等の意見を取り入れつつ総合的に検討を加えて参りましたが、家畜商の地位の向上、家畜市場の整備確立、生産者団体の共同事業の推進及び家畜の取引資金の融通の円滑化、食肉市場の整備等の措置を講ずることが必要であるとの一応の結論に達するに至りました。このうち、家畜商の地位の向上に関するものについては、家畜商自身及び一般の要請も強いところでござります。

ざいまして、また、現在の家畜取引がある程度行なうもののか、多くの部分は家畜商の手を通じて行なわれておりますので、特に家畜商の行なう取引の公正を確保することがまたに重要性を有するのであります。このことは、畜産の飛躍的な発展と畜産食品の消費増大のためきわめて緊急の時務であると考えられるのであります。現在家畜商法により免許を受けている家畜商は全国において約七万人おられます、これらの家畜商におきましても、最近とみに自覚を深め、その地位の向上につき自主的努力をするとともに、その趣旨に即するよう関係法規の改正の要望が高まってきている趨勢であります。政府といたしましては、これら的事情を勘案検討いたしまして、今回家畜商法の一部改正法律案を提出することといたしたのであります。

改正の主要点は三点であります、第一に、家畜商につきましてその行なうべき家畜取引の業務に閑しまして必要な知識に関し適切な講習会の制度を設け、この講習会の課程を修了した者またはその者をその家畜取引の業務に従事する使用者その他従業者として置いている者に対して家畜商の免許を与えることとしたことであります。なお、現在すでに免許を受けている家畜商については所要の経過措置を認めることにいたしております。

第二に、家畜商は一定額の営業保証金を供託しなければ営業を開始してはならないこととし、家畜商の信用を補完してその經濟的・社会的地位の向上をはかるとともに、家畜商の取引の相手

方の保護をはかることとしたことであ  
る。

なお、営業保証金の額につきましては、その家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の人数が一人であるときは二万円とし、その従事する者の人数が一人をこえる場合には一万円にそのこえる人数を乗じた額を二万円に加えた額とし、営業上必要最小限度の信用補完措置をとることとしたことであります。

りますが、これらの家畜商におきましても、最近とみに自覚を深め、その地位の向上につき自主的努力をするとともに、その趣旨に即するような関係法規の改正の要望が高まってきている趨勢であります。政府といたしましては、これら的事情を勘案検討いたしまして、今回家畜商法の一部改正法律案を提出することとしたのであります。

わが国の畜産は、近年國民生活の向  
曲を御説明申し上げます。

うべき家畜取引の業務に関して必要な知識に關し適切な講習会の制度を設け、この講習会の課程を修了した者はまたはその者をその家畜取引の業務に從事する使用人その他の従業者として置いていている者に対しても家畜商の免許を与えることとしたことがあります。なお、現在すでに免許を受けている家畜商については所要の経過措置を認めることにいたしております。

殖につきましては、昭和二十五年に制定されました畜産改良増殖法の適切な実施とその他の措置により極力努力をして参ったのであります。しかしながら、わが国農業の発展、特にその中に

おける畜産の振興が重要な課題となつております。現在、家畜改良増殖法の施行の経験と最近における家畜の改良増殖の技術的進歩その他に照らしまして、家畜の改良増殖に関する法制とともに、家畜の改良増殖に関する法律としては、現行法の諸規定のみをもつては刻下の要請を満たすのに不十分となつていると考えられるのであります。すなわち、家畜改良増殖関係の法制を総合的・体系的に整備するとともに、その適切な運営その他の措置によりまして、家畜の改良増殖の成果を効率的に農業者にもたらし、畜産の発展とあわせて農業経営の改善に貢献する必要が痛感せられるに至つております。そこで、今回家畜改良増殖法の一部改正を行なうこととしたのであります。

以下改正法律案の重要な点につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、家畜の改良増殖が極力総合的かつ計画的に効率よく行なわれることにより畜産の振興をはかり、あわせて農業経営の改善に資する趣旨を明らかにするため、この法律の目的につき所要の改正をすることいたしました。

第二としましては、国及び都道府県が家畜の改良増殖の促進施策を積極的に行なうべき義務を定めることとし、その施策においては、家畜の改良増殖の成果である優良な資質を有する家畜の農業経営に対する導入を助成指導し、かつ、今後における有畜農業経営の改善の方向に即し有効に貢献することになるよう努めることとしたしました。

さらに、別途農業近代化資金融通制

度の創設が行なわれる等に伴い、今般ととなつておりますので、この事態にきまして時代の要請に即した有畜農家育成に関する基準を農林大臣が定め、家畜の改良増殖を有効に行なうための援助、指導は、その基準に沿って行なうことといたしておるのであります。

第三といたしましては、農林大臣は、家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即して、家畜の種類ごとに、すなわち、牛、馬、めん羊、山羊、豚その他政令で定める家畜につきまして、その改良増殖に関する目標を定め、かつ、これを公表しなければならないものとし、この目標に即して、都道府県知事は、その管轄する区域内の家畜の改良増殖に関する計画を定めることができるものといたしました。しかして、国は、都道府県に対して、その家畜改良増殖計画の実施に必要な援助に努めるものといたしましたのであります。

第四に、家畜の凍結精液の利用の実用化に伴い、種畜及び家畜人工授精に関する規定の整備をいたしました。すなわち、現行の種畜及び人工授精に関する規定は、人工授精が緒についた當時に制定されたものであるため、凍結精液の利用を予想しておらず、この点において不適切なものがあると思われますので、この点の整備をすることとしたのであります。

第五に、家畜登録事業に関する必要な規制を行なうことといたしました。家畜を登録して、その血統、能力、体型を明らかにすることは、家畜の改良

畜産を促進する上にきわめて重要な業であり、わが国においても古くからなわれており、昭和二十三年に制定されました種畜法には家畜登録に関する規定がありました。しかし、すでに述べました今後における畜産の重要性に得ない諸事情からその規定を設けるませんでした。しかしながら、すでに述べたので、所要の規定を設けたのであります。すなわち、家畜登録機関の登録事業は、今後の家畜の改良増殖の方向によく適し、公正に運営される必要があります。したがいまして、家畜登録事業は、今までの家畜の改良増殖目標に即したものであり、程は農林大臣の承認を要することとし、登録規程がさきに述べました家畜登録機関に対する登録手続は、十分なものであることをその承認の条件としていたしました。また、これに加え、家畜登録機関に対する監督の助言、指導その他必要な援助及び森林大臣の監督に関する規定を設けたといたしました。

安にか由を脱より首枕かへらむ家るさ行事





価格は下がっておらない、こういうところに一つの大きな問題があるのではないか。従いまして、その辺の取引機構といふものについて何らかの手を入れて今後考えていくば、消費者の負担にはよらずして生産者の相当な手取りの増加、こういうことに私は考えられると思います。

度の需給調整協議会では、生産者側とノリを輸入する関係団体との間で意見がまちこくから対立した中で、最終的に農林省、水産庁で断つ下して一億枚の範囲内の外貨割当を行なう、こういう手段取りで百万ドルの外貨割当といふものを内定をしておるのではないかと私は思うのですが、その間の当面の事情はどうなつておりますか。

にあたりましては、從業から、生産者団体、問屋団体、輸入業者団体の三者の代表をもって構成しておりますが、需給調整協議会の意見を徵して決定するということにいたしておりますが、本年度は特に六月一日から関税が引き上げになるという時間的な制約がござります。従いまして、需給調整協議会の最終的な結論を待つておりますが、その時期に間に合わなくなるおそれがございましたので、急遽、その協議会の結論を待たずに、外務省、農林省、通産省、三省の間で相談をいたしまして、前年通り一億枚を輸入するということを決定いたした次第でござります。

れるということは大へん大きな問題があると思うのですが、さらに、一億枚という解釈の問題についても、大阪の保稅倉庫にある五千万枚は当然含んで輸入数量として考へておるものと思うのですが、その点を明らかにしてもらいたい。  
○山本説明員 大阪に参つております現物につきましては、実は韓國側が日本政府に何ら事前に了解を取りつけることなく一方的に持つて参つておるふのでございまして、これにつきましては、日本政府としては何ら特別なる了解を從來いたしてないわけでござります。従いまして、今回一億枚を入れるとすれば当然的には、もしそのまま入れるとすれば、五千万枚の實際にあたりまして、この五千万枚は、一億枚のワクの中に入ることになるわけであります。聞いてみますと、だいぶ品質が悪くなつておるというような話もあるようでありまして、そなりますと、場合によると一部のものは向こうに送り返すというようなこともあります。かもしませんが、いずれにしましても、どのノリを買うかは輸入業者のコマーシャル・ペースによる話し合いで一任しておるわけでございまして、政府としては、本年度取りあえず今度きめました一億枚を入れるということを決定いたしておるわけでございます。

ざいますが、与党内の一部には一億枚を突破してさらに入れようという動きもあるやに聞いておるわけでありますけれども、本年度の韓国ノリの輸入の問題は、最大限やるにいたしましても一億枚が最高の限度である、それであくまでも堅持していく、こういう方針であるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○周東国務大臣 国内におけるノリの生産事情が非常に変わっておりますし、一部に国際関係も考えてもう少しふやせぬかという話もありますが、大体、今通産省からも答弁いたしたように、本年は一億のワク内で処理いたしたい、かように考えておる次第であります。

○角屋委員 ことしの国内ノリの生産状況から見て、韓国ノリの一億枚輸入というものを今後どういうふうに取り扱うかということが国内のノリの生産価格に影響するところがきわめて大きい。まだ生産者の手持ちが五億枚もあると言われておる現状と、今日の所得弹性値から見て、一体四十億枚近く行つておるノリ生産がフルにうまくはけていくかどうかというような問題とも関連して、生産者側としては非常に心配をしておるわけです。韓国ノリの輸入問題と関連をして、特に生産者の素朴な気持としては、価格暴落に伴うところの措置については、政府でもつてはつきり最低限は保障してもらいたいという強い要請等も出て参つておるわけです。元来、農林水産物の価格の問題については、今後貿易自由化に伴い外国の農林水産物をどう扱うかという問題とも関連してきわめてます

かしい問題になるわけですねけれども、国内の生産状況が十分国内の消費量を満たし、さらに場合によってはある程度オーバーするという状況の下で、外交その他諸般の情勢から外国から入れるものについて、行政的にやるか法的にやるかは別として、これはやはり今後十分考えていかなければならぬ問題ではないか。たとえば、大豆の貿易自由化に伴う問題についてどうするとか、それが菜種に及ぼす影響についてどうするかというふうに、いろいろ農林関係でも問題が出て参るわけでありますけれども、韓国ノリの問題等についても、やはり、そういう考え方と関連をして、生産者に大きな打撃を与えるこれらのことによって補償の措置を講ずるのかというお尋ねには、すぐにはそうは参らぬと思うのです。これは、韓国ノリの輸入の前に、私どもお互いにいろいろ研究し合って参りました中で、ノリのことを、二年のうちに一ぺんに五割も増産されるという状況が消費に合っていないということです。その点については、先ほど申し上げましたように、生産者に対する補償措置というようなものについて、行政的にやるか法的にやるかは別として、これはやはり今後十分考えていかなければならぬ問題ではないか。たとえば、大豆の貿易自由化に伴う問題についてどうするとか、それが菜種に及ぼす影響についてどうするかといふふうに、いろいろ農林関係でも問題が出て参るわけでありますけれども、韓国ノリの問題等についても、やはり、そういう考え方と関連をして、生産者に大きな打撃を与えることによって補償の措置を講ずるのかというお尋ねには、すぐにはそうはないかと思いますが、一体農林大臣はその点を今後どういうふうに処理されるつもりでありますか。

がっても片方は生産性が高まっているから手取りが多くなるし、そういうふうにとに対する取引の改善その他によつて需要を伸ばしていくことができると言ふことをいたしております。ただ、それは多少時間もかかりましょう。そういう点について、内地における生産があえていくならば、御指摘の五億枚の倉庫にあるといふようなものと同じような考え方で、かりに入れましても、そのものと合わせて、市況を圧迫しないようないふな形に措置をするといふようなことがまず先だと思う。そういうふうなこと、いろいろ言われておりますように、内需はふえるけれども、生産の方で値下がりがして、なおこの一億枚の輸入によつて影響が来たというような弱った話で、まず日本の急激な増に対する措置を考えいく、その一環として輸入ノリについての措置も考えなければならぬ、かのように考えておりま



た利益は浅海漁業に対して政府が援助していける。こういう何か一舉両得みたいな方法が、これはしろうと考えですが、現在とればあり得るんじゃないのかと思いませんが、どんなものでしょ。

○周東國務大臣 それは、今角屋さんにお答えしたのですが、関税が六月から二割から四割になります。そういたしますと、国内の生産が増になって価格が下がると見合ってそうえらいもうけがこれからなくなる、そういうことに深い考証を向けておると申し上げたわけであります。従つて、ただいまのところノリについて食管法で買い上げるというようなことは考えなくてもいいんじゃないかと考えておりますが、よく研究いたします。

○秋山委員長代理 この際お詣りいたします。

ただいま内閣委員会において審査中の北方地域旧漁業権等に対する特別措置に関する法律案について内閣委員会に、また、建設委員会で審査中の水資源開発促進法案及び水資源開発公团法案につきまして建設委員会に、それぞ連合審査会開会の申し入れを行ないたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山委員長代理 異議なしと認め、さように決定いたしました。

なお、連合審査会を開会する場合の日時につきましては、両委員長と協議の上公報をもってお知らせいたします。

○秋山委員長代理 なお、この際参考人出頭要求に關する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員会で審査中の内閣提出、農業近代化資金助成法案、農業信託基金協会法案、農林中央金庫法の一部を改正する法律案、内海安吉君外四名提出、自作農維持創設資金金融通案につきまして参考人の出頭を求める意見を聴取いたしたいと存じます。十一名提出、自作農維持創設資金金融通法の一部を改正する法律案、以上の五案につきまして参考人の出頭を求める意見を聴取いたしたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、参考人出頭の日時、人選等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山委員長代理 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後四時五十分散会